

平成24年12月10日

1. 出席議員

1 番	中 村	一 堯	9 番	徳 村	博 紀
2 番	稲 富	雅 和	10 番	福 井	正
3 番	勝 屋	弘 貞	11 番	水 頭	喜 弘
4 番	竹 下	勇	12 番	橋 爪	敏
5 番	角 田	一 美	13 番	中 西	裕 司
6 番	伊 東	茂	14 番	松 尾	征 子
7 番	松 本	末 治	15 番	松 尾	勝 利
8 番	光 武	学			

2. 欠席議員

16 番 橋 川 宏 彰

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 口	秀 男
局 長 補 佐	中 尾	悦 次
管 理 係 長	西 村	正 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	北	村	和	博
教	育	江	島	秀	隆
総務部長兼総務課長		藤	田	洋	一郎
市民部長		迎		和	泉
産業部長		中	川		宏
建設環境部長		平	石	和	弘
会計管理者兼会計課長		中	村	博	之
企画課長兼選挙管理委員会事務局長		打	上	俊	雄
財政課長		寺	山	靖	久
市民課長		田	中	一	枝
市民課参事		有	森	弘	茂
税務課長		大	代	昌	浩
福祉事務所長		橋	村		勉
保険健康課長		栗	林	雅	彦
農林水産課長兼農業委員会事務局長		中	村	信	昭
農林水産課参事		橋	口		浩
商工観光課長		有	森	滋	樹
まちなみ建設課長		森	田		博
環境下水道課長		福	岡	俊	剛
水道課長		松	本	理	一郎
教育次長兼教育総務課長		中	島		剛
生涯学習課長兼中央公民館長		土	井	正	昭
同和対策課長兼生涯学習課参事		松	浦		勉
監査委員		植	松	治	彦

平成24年12月10日（月）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 閉会中の継続審査議案
- 議案第51号 平成23年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第52号 平成23年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第53号 平成23年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第54号 平成23年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第55号 平成23年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第56号 平成23年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第2 報告第11号 専決処分事項の報告について（事故による損害の賠償）（報告）
- 日程第3 議案第59号 専決処分事項の承認について（平成24年度鹿島市一般会計補正予算（第3号））（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第60号 鹿島市空き家等の適正管理に関する条例の制定について（大綱質疑、総務建設環境委員会付託）
- 日程第5 議案第61号 鹿島市定住促進住宅条例の制定について（大綱質疑、総務建設環境委員会付託）
- 日程第6 議案第62号 鹿島市部設置条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第63号 鹿島市暴力団排除条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第64号 鹿島市防災会議条例及び鹿島市災害対策本部条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第9 議案第65号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第10 議案第66号 鹿島市税条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
-

午前10時 開議

○副議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 閉会中の継続審査議案

○副議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1. 議案第51号から議案第56号までの6議案について審議に入ります。

去る9月定例会において、決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査として付託されました議案第51号から議案第56号までの平成23年度に係る各会計決算認定関係議案についての決算審査特別委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成24年11月7日

鹿島市議会議長 橋川宏彰様

決算審査特別委員会

委員長 橋爪敏

決算審査特別委員会審査報告書

平成24年9月28日の本議会において付託されました、議案第51号「平成23年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第52号「平成23年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第53号「平成23年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第54号「平成23年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第55号「平成23年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第56号「平成23年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について」の6議案については、11月5日に現地調査を、6日、7日の両日に審査、計3日間にわたり委員会を開き、審査の結果、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

委員長の決算経過及び結果の報告を求めます。決算審査特別委員長、橋爪敏君。

○決算審査特別委員長（橋爪敏君）

おはようございます。決算審査特別委員長の報告を申し上げます。

去る9月28日の本会議において、本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっております議案第51号から議案第56号までの6議案について、11月5日、6日、7日の3日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

なお、5日の午後からは議案関係5カ所の現地調査を行いました。1カ所目が鹿島小学校

通級指導教室整備事業、2カ所目が大村方消防車庫建築事業、3カ所目が八宿公民館の伝統的建造物群保存地区対策事業及び森林整備加速化・林業再生事業、4カ所目が周年放牧実証事業、嘉瀬ノ浦の耕作放棄地における牛の放牧、5カ所目がオストメイトトイレ整備事業、古枝観光トイレの5カ所を調査いたしました。

次に、11月6日、7日の審査の経過及び結果について報告をいたします。

市長挨拶の後、財政課長より、平成23年度の決算状況と主要施策の成果説明書により説明がありました。一般会計では420,830,084円の黒字となっておりますが、この分から翌年度に繰り越すべき財源155,060千円を差し引きますと、実質収支は265,779千円の黒字で、公共下水道事業は800千円の黒字、谷田工場団地造成分譲事業は1,106千円の黒字、国民健康保険は18,527千円の黒字、後期高齢者医療特別会計は1,283千円の黒字で、全ての会計で黒字決算となっております。

主な財政指標ですが、経常収支比率は89.9%で、対前年度比2.3ポイント悪くなっており、歳入については、市税は若干増加したものの、普通交付税の減少により指標の悪化というふうになっております。

歳出については、退職者の減に伴う人件費の減、公債費の減はありますが、扶助費の増、物件費の増によって、トータルでは2.3ポイントの増となっております。

実質公債費比率は平成17年度から創設され、一般会計ばかりでなく、下水道等の特別会計並びに一部事務組合を加えたものを総合的に判断する指標であって、平成23年度の指標は11.1%、対前年度比2.2%の改善となっております。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律についての説明がありました。法律改正前は赤字団体か否かという区分だけでしたが、この法律施行に伴いまして、健全段階、財政の早期健全化、財政の再生という3区分が設けられております。

また、健全化判断比率と呼ばれる4つの指標というものがありますが、実質赤字比率は一般会計のみが対象となり、連結実質赤字比率は、一般会計に国民健康保険、後期高齢者、上水道、下水道、谷田工場団地造成・分譲事業を加えた範囲となり、実質公債費比率は、連結実質赤字比率に加えて一部事務組合等も含んだところが実質赤字の対象範囲となります。将来負担比率は、鹿島市では、土地開発公社を含めたところまでが対象になるとの報告がありました。

次に、監査委員より、議案第51号から議案第56号までの6議案について、一括して決算審査の報告がありましたので、その概要を申し上げます。

審査に付された歳入歳出決算書、基金運用状況及び同附属書類は、いずれも関係法令に準拠をして作成されており、計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と照合の結果、適正に表示されており、各会計とも適正に処理されているとの報告がありました。

平成23年度一般会計の歳入決算額は12,870,644,412円で、前年度比3.1%の減となってい

ます。この主な要因は、県支出金が4.9%の増、繰入金が124%の増、繰越金が32.2%の増となったものの、地方交付税が0.9%の減、国庫支出金が5.8%の減、市債が47%の減となったこと等によるものであります。

歳出決算額は12,449,805,730円で、前年度比3.2%の減となっており、この主な要因は、議会費が44.1%の増、民生費が3.4%の増、土木費が12.4%の増となったものの、総務費が13.5%の減、農林水産業費が12.5%の減、教育費が22.7%減となったこと等によるものであり、翌年度へ繰り越すべき財源155,060千円を差し引くと、実質収支額は265,779,382円の黒字決算となっております。

次に、公共下水道事業特別会計については、収入済額931,854,467円で、使用料63,304円が不納欠損処分されており、支出済額は931,054,467円、繰越明許費15,400千円で不用額6,186,533円となっております。一般会計からの繰入金は518,426,835円で、前年度に比べ20,616,437円の増となっております。

次に、谷田工場団地造成・分譲事業特別会計については、収入済額1,343,470円のうち606千円は工場団地使用料、737,470円は繰越金であり、支出済額237,040円のほとんどが維持管理費用であります。経済状況も厳しい中ではありますが、未売却用地1.7ヘクタールに対する企業誘致に今後とも取り組んでいただきたい。

次に、国民健康保険特別会計については、歳入決算額は3,978,166,513円で、歳出決算額は3,959,639,597円となり、歳入歳出収支差引額で18,526,916円の剰余金が生じ、この金額を国民健康保険基金に積み立てることとされています。

次に、後期高齢者医療特別会計については、歳入決算額は341,099,136円で、歳出決算額は339,816,036円となっており、収支差し引きで1,283,100円の黒字となっております。

以上、監査委員からの報告がありました。

次に、委員会審査における質疑の主なものについて、以下概要を申し上げます。

質問 鹿島市の決算について、市長はどのような感想を得られたのか。

答弁 絶対にやってはいけないことは、市民の皆さんに必要ではない負担をかけてはいけないこと。23年度に限って言えば、長期的なものは第5次総合計画に入っているものの実施、全体としては動き始めたという意味ではよかったんじゃないかと思う。

質問 実際に収納率アップを図るために、これから鹿島市としてどういうふうなことを行っていくのか。

答弁 現在取り組んでいるのが、佐賀県の滞納整理推進機構への職員派遣、これによって増収を図っておる。

質問 地方交付税が11月に入ってくるのか。

答弁 予定では11月2日に交付税が880,000千円ぐらい入る予定であったが、現在は入っていない。当面の資金繰りとして、財政調整基金から借りかえ運用することを考えて

いる。

質問 早稲田大学の入江研究室が鹿島に来られたことによって、まちづくりがどう変わっていくのか。

答弁 今までもいろいろな提言をしていただいた。そういったものを具体的に目に見える形で研究室の中で発表をする。市民の皆さんもそこを利用することができる。集会施設等として活用できると思う。将来的にはそこを拠点として、さらに早稲田大学のノウハウを生かしながら鹿島のまちづくりについての提言をいただきたいと思っている。

質問 周年放牧事業、ことしは2ヘクタールされているが、今後の計画が4ヘクタールまでふやすという計画があるが、鹿島としてはそれ以上にできるものなのか。

答弁 今後4ヘクタールは、嘉瀬ノ浦地区が今4ヘクタールあるので、それが目標だと思っておる。

質問 有害鳥獣害防止対策事業3,324千円で駆除頭数が432頭、去年は1,010千円で449頭が駆除されている。ことしはどうしてコストがかかったのか。

答弁 1,010千円、それとは別に22年度は口蹄疫対策事業で、22年4月に宮崎県で口蹄疫が発生し、それに対する対策で別に1,625千円をイノシシの捕獲の奨励金ということで支払っており、額は大体同じぐらいの額になる。22年度が3,637千円ぐらいになるので、1頭当たり10千円の捕獲奨励金を払っている。

質問 肥前鹿島駅のバリアフリーは随分おこなっているが、どういう状況なのか。

答弁 思わぬ難工事で、地盤が弱いことで工法の変更等があり、夜間の工事に限られているということで進行表どおり進んでいない状況です。来年2月までには一応工事が終わると見込んでいます。1カ月程度周辺整備等を行い、来年度からエレベーター等ができ、鹿島駅のバリアフリー化が実現するものと思っている。

質問 蟻尾山公園のクロスカントリーコースをどんなふうに拡張していくのか。

答弁 日本では、陸上競技場とグラウンドゴルフ場、クロスカントリーコース、天然芝を一部使って3つが距離的に10メートルずつしか離れていないのは鹿島だけです。皆様の理解を得られれば、12月にでも補正予算をお願いしてクロスカントリーコースを延長したい。

質問 図書館365日開館を目指しての取り組みについての検討はしているのか。

答弁 武雄市の図書館が話題になっている。鹿島の図書館もそのことでかなり刺激を受けている。動向を非常に気にはされておられますので、よく見きわめながら検討していきたい。開館時間の延長とか開館日をふやすという努力は、指定管理以降、努力はされている。

質問 不納欠損額が、現年度、滞納分を合わせて52,154千円、現年、過年度合わせて、それから、既に調定済みで、滞納繰越額が、現年、滞納繰越分を合わせて294,565千円、

調定額に対して不納欠損額が非常に大きい。不納欠損52,000千円は、滞納繰越分が294,000千円近くあるが、滞納繰越額は、今後毎年、不納欠損額といった形に振りかわっていくのか。

答弁 滞納繰越の294,000千円を不納欠損としないために、滞納繰越に上がった金額をいろいろな滞納処分を行う中で減らしていきたいと考えているので、不納欠損しないように滞納繰越を減らして収納率を上げていきたい。

質問 ケーブルテレビに加入したいときに、山村部まですぐ加入できる状況にあるのか。

答弁 全体として99.8%までカバーをしている。

質問 経常経費の削減、平成25年からスクラップ・アンド・ビルド方式を採用すると、肥大化を防ぐためにこれを用いているわけですが、一律5%削減を行うということが本当にいいものなのか。2%から3%の一律を考えた上で、その差をある程度考慮しながら持っていく必要があると思うが、どのように考えているのか。

答弁 1%、2%という緩い段階からお願いする考えもあるし、5%はきついかないと思いつつも、そこは一回職員皆さんの意識づけを持っていきたい。とりあえず5%の数字を出している。

質問 指定管理者をしたことで成果が出ているのか。

答弁 我々、公でできなかった部分への住民サービスの向上とか、その分に視点を当てた運営もできているというようなことも効果としてはあったと思う。公的部分でやっていた時間よりも、開館時間を延ばすとか開館の日にちを延ばすとしていくとか、そういった取り組みもできていることが一番の効果だろうと思う。公務員での運営では人件費が増加してしまう部分もある。経費のある程度の削減効果も認められている。

質問 鹿島市は、酒蔵ツーリズムという名前を商標登録している。これを使わせてくれなにかという問い合わせが来ていると聞いているが、どういうふうにも有効的に活用しようと思っているのか。

答弁 みんながいろいろな知恵を出し合って、関係者の皆さん努力していただいて酒蔵ツーリズムという商標登録をいただいた。国も使わせてくれという話も来ている。基本的に、鹿島市にお金をいただかなくても使ってもらえるような算段ができないだろうか。この登録商標は佐賀県鹿島市が持っているんですよという表現をしていただければ非常にありがたい。民間で使用される場合には、何がしかのものをいただきたいと思っている。

質問 大村方公民館は、森林整備加速化・林業再生事業での取り組みになっている。県産材何割、その材木も乾燥ぐあい何パーセントというのがあると思うが、採択基準は。

答弁 この事業の採択基準は、佐賀県産材を50%以上使用するという条件、佐賀県産材の含水率は20%以下が佐賀県産の乾燥木材の基準になっている。

質問 鹿島でのスポーツ合宿の課題は。

答弁 一番の課題は宿泊施設だと思っている。

質問 スポーツ合宿する大学の予定は。

答弁 大東文化大は、男女とも来てくれるものだと思っている。明治大学は、去年の経験があり、帰られるときに、来年もという話をいただいている。かなり近いという感じをしている。早稲田大学からは、できれば行ってみたいという意向が発信があったのを確認している。

質問 498号の今の現道をどう改築していくのか、推し進めるのか。

答弁 国道498号は、今年度の要望活動の内容の文言にも長崎自動車道までの走行性の高い道路の整備を要望している。現在、佐賀県の中長期道路整備計画が作成されている中に、県道の縦軸として国道498号線を走行性の高い道路として整備するように県の重要道路として位置づけている。地域高規格道路という自動車専用道路の位置づけで整備をされているので、これを鹿島まで延伸してほしいという要望を行っている。

質問 乗り合いタクシーと市内循環バスの実証試験が25年度までになっているが、23年度までの報告を見ても、1台当たりの平均の利用が1人にも満たない。どうして少ないのかの検討はされたことがあるのか。

答弁 今までも、乗車してのアンケートとかいろいろ行っている。便数の問題、ルートの問題、時間帯の問題、あと料金の問題、そういったところが意見としては出ている。そういった状況の中で、今までも時間帯の変更、ルートの変更、そういったものを行っている。

質問 荒廃園対策事業の中で、新規品目15品目について栽培技術の試験を行っているが、2回ぐらいの収穫はあっていると思われるが、実績は。

答弁 1つは、福頭という里芋もずっと試験をやっており、県内ではトップの産地となりつつある。あと、葉つきタマネギも市場の評価を得ている。

質問 鹿島市農村物の機能性の研究の報告で、摘果ミカンの青ミカン特有の香りによる癒し効果、抗酸化能力が認められたとあるが、これを踏まえてどういう今の事業を展開されているのか。

答弁 摘果ミカン特有の香り、癒し効果があるということ、それから、香酸かんきつが相当あるということが九大の研究でわかった。この香りと抗酸能力を生かした化粧品、それと、ドレッシング、ポン酢、そういうものがないかということで話し合いをしているところである。

質問 21年から23年までの資料で、病休の取得状況ということで、21年が25名、22年が16名、23年が20名ということで、そのうちメンタルが原因のものが、21年が4名、22年が3名、23年2名となっている。メンタルで休暇をとられた人たちは年齢的なものな

のか。

答弁 一人一人その場所場所、人の対応によっていろいろとケースは分かれると思っている。

質問 市営住宅をそのまましてある住宅がまだあるのでは。その把握は。

答弁 市営住宅は現在、満室の状態。長期入院加療中ということで空き室になっている場合もあるが、原則的には現在満室の状態である。

質問 住宅リフォーム助成制度の経済効果は。

答弁 総工事費約5億円、佐賀県の経済効果を算出する場合に適用される1.74倍の計数を掛けると、約870,000千円の経済効果が出ていると思っている。

質問 今、解放同盟と同和会の世帯数と人数は。

答弁 部落解放同盟は2世帯の3名、全日本同和会は5世帯の6名である。

質問 市営住宅アスベスト含有分析調査委託ほかに5,262千円となっているが、調査をされているのか。

答弁 市営住宅のアスベストの含有分析調査を行ったところ、含有率はゼロということで報告が上がっている。

質問 中小企業金融対策で142,411千円、この中で、運転資金と設備資金、それぞれの金額と件数は。

答弁 貸付額の総額は118,870千円、これが39件。運転資金が31件の96,800千円、設備資金が8件の22,070千円となっている。運転資金が81.4%、設備資金が18.6%となっている。

質問 西部広域環境組合のごみ処理施設の現況は。

答弁 11月に組合議会の臨時会があり、ごみ処理のシステムが決定した。システムは、ガス溶融方式シャフト炉、代金が税込の13,912,500千円で、請負者は新日鉄住金エンジニアリング・新明和特定建設共同企業体となっている。

次に、特別会計への質疑の主なものを申し上げます。

質問 杵藤地区、鹿島市の医療費はどれくらいかかっているのか。

答弁 鹿島市全体の国保は2,860,000千円と236,000千円合わせ、30億円弱が現在の費用額と考えている。

質問 数年後、県内で国保が統一されるのか。

答弁 国保の広域化は25年までの計画はできている。市長会議を行い、27年度までの広域化、支援方針という形で広域化のための計画をつくったところである。

質問 公共下水道事業は、前年度から12.1ヘクタールの整備をされている。進捗状況のおくれを非常に感じるが、この対応は。

答弁 面整備自体は平均年間で10ヘクタールを念頭に置きながらやっている。

質問 公共下水道の見直しが始まったということであるが、古枝、浜地区の祐徳処理区と浜処理区について、どういうふうな結論になるのか。

答弁 今は検討中であるので、地域が減るとか、ある地域がどうというふうなことは、今の段階では申し上げる段階ではない。

質問 ジェネリック医薬品の利用状況というのは、全体の医薬品の中でどれくらいの率にあるのか。

答弁 ジェネリックがどれだけ使われているのかというのは、私どもは把握していない。ことし、鹿島藤津地区医師会と合意ができ、来年度からジェネリックの希望カードを配布してもよろしいというお許しを受けている。

以上の質疑ではありましたが、討論、採決の結果……

○副議長（松尾勝利君）

暫時休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時34分 再開

○副議長（松尾勝利君）

再開します。

決算審査特別委員長、橋爪敏君。

○決算審査特別委員長（橋爪 敏君）

どうも失礼しました。

質問 谷田工場団地にはトヨタの子会社が入っている。その従業員の雇用はどういう状況か。

答弁 旭九州では、111名雇用していただいている。全員正規職員である。最終的には150名の雇用が予定されている。

質問 浄化槽の進捗状況は。

答弁 浄化槽は23年度、鹿島の予算は60基、内示があったのが51基、実際の施工は46基が完了している。普及率は19.8%である。

以上、本委員会に付託されました議案第51号から議案第56号までの6議案は、質疑終了後、討論、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定することに決せられました。

以上をもちまして、決算審査特別委員長の報告を終わります。

○副議長（松尾勝利君）

議案第51号から議案第56号までの6議案の委員長報告に対し、一括して質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま委員長報告を受けましたが、私は議案第51号から第56号まで反対の立場で幾つか討論をいたしたいと思います。

まず、議案第51号 平成23年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定についてです。

23年度、私は何といたっても評価したいのは、長年要求を続けてきた市民の願いだった住宅リフォーム助成です。特にこれは、仕事が少なくなった建設関係など、地域活性化に大きな力になったこと。さらに、住宅リフォームをしたいと願う市民にとっても、助成があるということで思い切ってリフォームに踏み切ることができたと喜びの声を聞かせていただきました。

特に鹿島市の制度は、補助金のあり方、建設費10千円以上の工事費ということで、全県でも一番の制度で他市町からもうらやましがられるものとなりました。市のリフォーム助成件数が203件、助成額29,516千円、県の助成件数が147件、助成額28,380千円となっております。県、市合わせて助成額が52,896千円、波及効果870,000千円ほどだと報告をされましたが、この要求はさらに大きいものになっていますし、さらに今後も進めていただくことを希望するものです。

プレミアム商品券の発行事業、LED電気購入補助金なども地域の経済効果を上げることに成果を上げたものと思われまます。

このような幾つかの評価される新たな取り組みも見られましたが、市民の生活は厳しい状況から抜け出すことはできませんでした。特に働き盛りの人たちの仕事が激減して収入が大幅に減る。それだけでなく、仕事がないという状況も続いています。緊急雇用創出基金事業、ふるさと雇用再生基金事業などで253,429千円の支出がなされております。これも就労の場をつくるということでは評価できますが、短期間であることや特別の知識や技術のある人が採用されるもので、なかなか就労を求める全ての人の対象にはならないことが非常に残念であります。特に就労期間も短期間ということで、本当に生活を安定させていくものにはなりません。私は、鹿島市として、現業の仕事など誰もができるようなもので雇用を進めることを要求してきましたが、受け入れてもらえませんでした。鹿島市は、公園や公的な施設などの清掃が他市町より行き届かないところが多い状況です。仕事のない人たちをこのようなところで市が雇用して、そして、働いてもらうというようなことも提案をしてみました、残念ながら理解いただけませんでした。

23年度の決算は265,779千円の黒字となっています。自主財源の増加があったといっても、市税は0.1%、あとは繰入金、繰越金の増加のようですが、依存財源は減少する状況の中で約270,000千円の黒字を出したということは、市民がいかに要求を抑えられ、犠牲になった

かということではないでしょうか。特に市民の中には、大学は出ても就労の場がないなどの声がある中で、職員採用の抑制など許せないものです。

さらに、現職職員の犠牲も大きいものがあります。計画の中で、職員を減らすという計画があることはわかりますが、その犠牲になっているのが職員です。少ない職員での多忙な仕事、体調を崩して休暇をとる職員の中には、仕事の関係で休む人もあることを考えれば、職員を減らしていることは許せないことです。このことについても私は常に指摘をしてきたことです。

監査委員の報告書の中の意見の中に、「主要財政指標に関すること」というのがあります。その中には、「5つの主要財政指標について、平成19年度以降の状況を見てみると」ということとずっと書かれておりますが、その中に、「経常経費をできるだけ抑えていく必要がある。」という一文があります。今でさえも市民の要求が抑えられ、市民の暮らしが大変なときに、まだこれからも厳しく抑えられることが想定できますが、許されるものではありません。

さらに、「歳入の増につなげるには効果的な経済対策も織り込みながら自主財源である市税の現年課税分の収納率アップを図ることが最重要課題ではないかと推察される。」という一言もあります。このことは、当然、税金を納めなくちゃいけないという義務はあるわけですが、今日の厳しい状況の中で、どうしても払えないという市民も多いわけです。そういうときに、収納の強化がなされるということは、さらに市民が大変な状況になるのではないかという、そういう心配もされます。

私は、非常に財源が厳しいときに、抑える必要があるときもないとは言いません。しかし、今回のように、市民生活を犠牲にして2億何ぼの金を残す結果になっています。抑えるのであれば、まず無駄なものから抑えるべきです。

予算決算のたびに、私は何度も何度も指摘をしてきました。一番手をつけなくてはいけない同和予算です。

まずは、団体補助金です。

部落解放同盟鹿島支部、2世帯3名に対して1,998,693円、全日本同和会鹿島支部、5世帯6名に対して2,742,970円の補助金です。市内にはいろいろな団体があります。例えば、老人クラブなど、活動助成金は49クラブ、2,652人の組織人員に対し、1,643,132円です。これを見ても、いかに不平等かということがわかります。いつも申しますが、いろんな団体は、みずからの活動費は苦勞して調達しながら活動されています。ところが、同和団体は全て行政が丸抱えではないでしょうか。特に団体補助金のほとんどが参加旅費です。構成員3名なのにほとんど2名参加、構成員6名に5名参加など、よその団体ではおよそ考えられない状況です。

それだけではありません。大会や研修会などの参加旅費は、団体補助だけでなく、同和对

策費や社会同和教育費からも出されています。もちろんこれは、関係する職員の参加だと思
います。

例えば、部落解放同盟鹿島支部の分を見てもみますと、第63回全国人権同和教育研究大会に、
団体補助金の中から2名150,360円の支出、さらには、同じ大会に対し、同和対策費の旅費
から104,640円、さらに、同和教育費から1名の参加52,320円の支出、この大会だけで307,320
円。また、部落解放研究第45回全国集会、これは岐阜であっておりますが、団体補助金の中
から2名180,960円、また、同和教育費の中から2名分67,580円、計の248,540円です。さら
に見てもみますと、人権社会確立第31回九州研究集会、これは鹿児島で行われておりますが、
団体補助から2名110,440円、それから、同和教育費から3名117,660円、同和対策費から
117,660円と、総額の345,700円が出されております。

これは、出された分の一部を私は申し上げましたが、これだけ見てもどうということかと思
うわけです。監査の意見にあったように、経費を抑えていく必要があるというのなら、まず、
同和予算、特に同和団体補助金の見直しから手をつけるべきだと思います。

同和問題については、県内副市長の参加で協議され決められているということで、副市長
が会議に参加して協議されるということで、同和予算の見直しを全県の会議で議論するよう
にと指摘をしたのに対し、副市長は今後協議していくという発言をされました。次の予算編
成においては、団体補助の見直しを期待するものです。

私は常に、行財政運営は公平、公正でなくてはいけないことを言い続けてきました。しか
し、今日まで何の改善も見られない同和予算と事業です。特に差別をなくさなくてはいけな
いという基本があるにもかかわらず、その精神などどこにもありません。公平、公正とい
うのは行政運営の基本中の基本だと思います。

御存じのように、既に国は同和行政については終止符を打っています。この問題について
は佐賀県の指導もあると思いますが、私は佐賀県自体も改善をしていただきたいと思いま
すが、鹿島市も早くこのことについては終止符を打ってもらい、改善をしてもらうことを願
うものです。これまで続けておりますが、本当に何の改善もない。この予算、私は全てに反対
をするものです。行政の基本に立って反対をするものです。

次に、議案第54号ですが、国民健康保険の関係です。

これも、私は国民健康保険税が市民の人が払わなくちゃいけないことがわかっていてもな
かなか払えないという状況の中で、国保税を引き下げるべきだということを主張してきまし
た。今回黒字です。黒字はもちろんですが、積立金の中からの——もちろん国保からの積立
金はありますが、他の財政をもう一度見直して、そして、国保税の引き下げをし、市民が
安心して国保税を払い、そして、病院にもかかられるような状況にすることを主張してい
ますが、なかなか受け入れてもらえません。財政があればという答弁も市長はありましたが、
財政をもう一度見直して私は取り組んでいただくことをお願いし、この決算にも反対をする

ものです。

特に後期高齢者、議案第55号です。これも黒字が出ています。これはもちろん全体的な組合の中で行われておりますが、本当にこの支出というのは市民に大きな負担となっております。これについても、私は引き下げをしながら、本当に市民が払いやすいようにする対応をすることを望みながら、これにも反対をするものです。

以上で討論を終わりたいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。7番議員松本末治君。

○7番（松本末治君）

7番議員松本末治です。私は、議案第51号から第56号まで全てについて賛成の討論をいたします。

市税収入において、不納欠損額22,683,794円、前年比30.3%の減、また、収入未済額22,179,456円、前年比7%、これも減額となっている。これは、税務課当局の努力によるものと思われる。収入済額2,926,121,282円、前年比0.1%増と、厳しい社会情勢の中、大きく評価できるものである。ただし、分担金及び負担金、使用料及び手数料での収入未済額の早期収納努力の要望が監査意見には出ております。

小学校改築事業や農道整備事業等が平成22年度竣工したため、投資的経費が28.8%減少している。財源不足補填のために、財政調整基金から145,000千円、公共施設建設基金から48,000千円の繰り入れがあっておりましたが、年度末までにそれぞれ4億円及び140,374千円が積み立てられ、実質的には取り崩しが回避されております。

また、減債基金へ27,879千円積み立てられ、実質収支額は265,779千円の黒字決算となっております。行政運営から見ると、平成23年度から第5次総合計画を策定し、産業振興、福祉、保健、医療の充実、建設環境の整備、教育文化の向上を柱として取り組まれてまいりました。特に住宅改修補修事業では、経済効果は870,000千円の地域経済対策、また、地域資源を生かしたスポーツ合宿の誘致、鹿島酒蔵ツーリズムへの取り組みは大きな成果を上げているものと私は考え、賛成討論といたします。

○副議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第51号 平成23年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第51号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第52号 平成23年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第52号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第53号 平成23年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第53号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第54号 平成23年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第54号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第55号 平成23年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第55号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第56号 平成23年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第56号は提案のとおり認定されました。

ここで10分程度休憩します。11時10分より再開いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○副議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第2 報告第11号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第2. 報告第11号 専決処分事項の報告について（事故による損害の賠償）であります。

当局の説明を求めます。中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

報告第11号 専決処分事項の報告（事故による損害の賠償）について説明いたします。

議案書の1ページをごらんください。

事故の概要について申し上げます。

去る9月12日水曜日、午後4時ごろ、学校において、草刈り機による除草作業中に小石がはねまして、近くに駐車中でありました損害賠償の相手方の自家用車の後部ガラスに当たり損壊したものでございます。10月18日に相手方と示談が成立しましたので、同日、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、議会に報告いたすものでございます。

なお、当該賠償に係る額110,607円につきましては、学校災害賠償補償保険からの保険金により補填されております。

以上、報告いたします。

○副議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第11号は終わります。

日程第3 議案第59号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第3. 議案第59号 専決処分事項の承認について（平成24年度鹿島市一般会計補正予算（第3号））であります。

当局の説明を求めます。寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

議案第59号について御説明いたします。

説明は議案書一般会計補正予算書（第3号）で行いますので、お手元に御準備ください。

まず、議案書の4ページをお開きください。

議案第59号 専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるところでございます。

5ページは専決処分書でございます、衆議院の解散に伴い、平成24年11月16日付で一般会計の補正を行ったものでございます。

別冊の議案第59号 平成24年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）の補正予算書をごらんください。

1ページをお開きください。

今回の補正は予算の総額に15,172千円を追加し、補正後の総額を12,954,725千円といたしましたものでございます。

6ページをお開きください。

14款3項1目、総務費委託金は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査委託金、衆議院議員総選挙啓発推進委託費を新規に15,172千円計上いたしております。

7ページをお願いします。

2款4項5目の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費は、選挙事務従事のための職員手当など16,899千円を計上いたしております。

8ページをお願いします。

予備費を1,727千円減額して調整いたしております。

9ページをお開きください。

9ページから11ページは、今回の補正後の給与費明細書を掲載いたしておりますが、説明は省略します。

以上で議案第59号の報告を終わりますが、この専決処分事項につきまして御承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○副議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。11番議員水頭喜弘君。

○11番（水頭喜弘君）

11番水頭です。今回、衆議院総選挙が公示となって、いよいよスタートいたしました。その中で若干、今回はこの関係者、管理者とかですね、この立会人が96人とか、こういうふうには報酬とか書いてありますけど、あそこのほうで、実は以前は市民会館の1階のほうで期日前投票が始まっていましたけど、今回5階のほうでされています。そういうことで、このことに関して何か市民の方への説明によれば、何かあそこのほうが手狭でということであっているんですけども、そういうことで5階に移されたのか、どういう理由で5階にされたのか、その点よろしくをお願いします。

○副議長（松尾勝利君）

打上選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（打上俊雄君）

お答えいたします。

私どもとしても、できれば市民会館の1階の会議室で執行するのが一番よかったというふうに考えております。ただ、この年末の慌ただし解散ということで、市民会館は一般の市民向けにいろいろ使っていただいておりますので、業者さんのいろいろ物販とかそういった民間の事業所の方が申し込みをされておりました。そういったことで、どうしてもその調整がつかなかったということで、今市役所の5階のほうで期日前の執行を行っている、そういった状況でございます。

○副議長（松尾勝利君）

11番議員水頭喜弘君。

○11番（水頭喜弘君）

何か今の説明では業者さんのという話がちょっと出ていましたけれども、大体本来ならば、その投票する人の立場に立ってすべきじゃないかと思います。以前からこの問題はずっと役所のほうで行われていたことで、私、相当申し述べまして、やっと市民会館の会議室のほうにさせていただいて喜んでいたところでもございました。というのは、あそこに障害者の方とか、それから、5階にはどうしてもエレベーターでは使い勝手が厳しい、そういう方がおられて、その中でどうしてもこの4個の会議室で行われたのを非常に喜んでおられたわけでもございます。これがこういう今の理由やったらちょっと厳しい理由になるんじゃないかと思いますけれども、残念ながら5階のほうでもう行われていますので、もう変えることはできないんじゃないかと思います。

それで、実際期日前投票がもう5日から始まっています。その中で、期日前投票に行った方が、どうしてもあそこに理由を書かれないということ、理由を書いた上に、また何でかと聞かれたということですね。そういう二重の聞き方を何でされるのか。とにかく理由を書いて、当日どうしてもできないというから期日前に行かれるのを何回でも聞く必要があるのかという思いをいたします。そういうことで、そういう改善の余地もしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（松尾勝利君）

打上選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（打上俊雄君）

期日前投票をする前に申請書に記入してもらっています。申請書の書き方の案内はしておりますが、基本的には理由は聞かないということに、そういったことでしておりますので、二重に理由を聞くということは今は行っていないというふうに認識をしておりますが。

○副議長（松尾勝利君）

11番議員水頭喜弘君。

○11番（水頭喜弘君）

今、選管事務局長が言われたけれど、事実を言っているわけですよ。何か、あなたは説明はただ聞いていないと言われるけれども、事実これがあったからここに私は立っているんですよ。そういうことを踏まえて私は質問していますので、そのあたりを考慮に入れながら答弁をお願いしたいと思いますよ。いいですか。

そういうことで、例えば、若い人が行ったら、若いのにねと、何で来たのとか聞かれたと。それから、もう1つは、エレベーターを、我々は1回して5を押せば上がるんですけども、こういうふうにエレベーターを押し間違えたり、こうしたり、それから、どうしたらいいかわからない人もおられるわけですよ。そういう中で、これやったら期日前に行くとか、もう投票は行かんがましという話も聞いています。そういうことが現実に行き起きているから私は言っていますので、そのあたりを踏まえて局長は答弁してください。

○副議長（松尾勝利君）

打上選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（打上俊雄君）

非常に失礼をいたしました。

もう一度現場のほうにはきちんと指示をいたしますので、了解をよろしくお願いいたします。

○副議長（松尾勝利君）

11番議員水頭喜弘君。

○11番（水頭喜弘君）

わかりました。再度こういうことがないようにですね。せっかく投票率も上がって、そして、やっぱり鹿島市は本当にいい環境ができたなという思いを選管の人も喜ばれるんじゃないかと思います。そういう中で、こういうことが起きたらやっぱり不愉快な思いをされていることは現実ですので、そこをもう一回考えられて、ぜひですね、理由書を書くことであれば決まっていますので、そういう中で書いた上に、そういうことがないように、もう一回、再度徹底していただくということをお願いして終わりたいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

ほかにありませんか。14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

14番です。2点ほどお尋ねします。

1点は6ページ、6ページに衆議院議員総選挙啓発推進委託費ありますが、具体的にどういふことをなさっていますか。もう既に中盤戦になりましたがね、その辺についてお尋ねし

ます。

○副議長（松尾勝利君）

打上選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（打上俊雄君）

お答えをいたします。

これにつきましては、昨日、佐賀県の選挙管理委員会と合同でララベルの前のほうでウェットティッシュ、ボックスティッシュ等を配布しながら午前中2時間ぐらい投票のお願いやPR等を行ったところでございます。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ララベルの前でポケットティッシュを配ったということですが、そこは一部の言ってみたらとりあえずということだと思いますがね。今やっぱり、特にこの政治不信の中では若い人たちが、もう行ってもどがんしゅうなかけんとか、そういう人も聞いてみるといらっしゃいます。それから、なかなか足が進まないというのもあるんですね。せっかくの選挙ですし、こういうときですから、余計やっぱり投票率を上げるという手だてが私は必要だと思うんですよ。だから、そういう県との合同でそういう取り組みも、まあいいでしょう。しかし、もっと、例えば、市が独自でも宣伝カーとか出してでも選挙だということを訴えて、みんながやっぱり行こうという、そういう徹底をすることが私は必要じゃないかと思います。それは、市は宣伝カーあると思いますので、お金は油代ぐらいで要らないんじゃないかと思いますがね。その辺いかがですか、すぐお願いしたいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

打上選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（打上俊雄君）

失礼をいたしました。先ほどの、佐賀県からの予算の分の説明をいたしました。本日から終日市内を広報カーで回るように、本日から15日（62ページで訂正）の前日まで終日広報車で広報しながら回るように準備をしており、既に回っていると思います。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ぜひ投票率を上げて、せっかくの選挙ですから対応していただきたいと思います。

もう1点お尋ねします。7ページ、ポスター掲示場の設置謝礼とか、ポスター掲示場設置委託料とかありますね。ポスターを張る掲示板のことでお尋ねをしますが、ポスターを張る

掲示板については、具体的にどういう資材を使ってくれとか、そういうことを御指示なさっているのか、それとも設置するところに掲示板を設置してくださいというお願いだけなのか、その辺についてまずお尋ねをします。

○副議長（松尾勝利君）

打上選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（打上俊雄君）

ポスター掲示場は市内に108カ所ございます。まず、素材等も指定をいたします。そして、設置の後は全て108カ所を回ってですね、例えば、くぎが出ていないか、そういったものも1カ所1カ所点検をして回っております。そういった状況です。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

と申しますのは、ベニヤ板を使ってあるため。ベニヤ板といいますかね、コンパネといいますかね、使っております。これは、お金のある政党はいいでしょう。裏張りの、のりのちゃんとしたのをつくってぴしゃっと張れますからね。共産党のように金がないところはそこまでできないんですよ。だから、例えば、両面テープを張って、その上に画びょうを押さんといかんわけです。画びょうがぬかるんですよ。うちはみんな今度は金づち持って行って打ちました。いや、もう本当なんですよ。だから、もう少し考えて。自治体によっては、ちゃんとあれは何というんですか、プラスチックじゃなか、何かそういうのをちゃんとしたのでされている自治体もありますが、鹿島の場合はそういうコンパネみたいなのですね。その辺についてどうですか。ポスター張りをなされたことないので、おわかりないと思いますがね。ぜひ画びょうがぬかるような、私たちのような貧乏政党でもやれるような、そういうのをしてもらいたいと思いますが、いかがですか。（「議長、先ほどの共産党のお話は訂正するようにしてください」と呼ぶ者あり）

○副議長（松尾勝利君）

打上選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（打上俊雄君）

済みません、1点だけ答弁の訂正をさせていただきます。16日の選挙当日も広報カーで回りますので、よろしく申し上げます。

選挙のポスター掲示の件ですけれども、以前はベニヤ板そのものの素材でやっていました。今は若干ちょっと水等をはじくように、ベニヤ板にコーティングをしたものを使っているんじゃないかと思います。そういったことで、ちょっと画びょうが押しにくいかなという、ちょっとそこは少し思い当たるところがございます。それは事務局内でまた検討して、こういった意見があったということで検討したいというふうに思います。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ぜひその辺について御検討をいただくようお願いをして、終わりたいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

6番議員伊東です。何点か質問をさせていただきます。

先ほど松尾議員のほうからも質問もありましたが、ポスターの掲示場所108カ所ということでしたが、これは毎回選挙ごとにある程度変更はなされているのでしょうか。それをお聞かせください。

○副議長（松尾勝利君）

打上選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（打上俊雄君）

ポスター掲示場は有権者の数と、それと投票所の面積によって数は定められております。場所は選挙の公示が行われる前に、1回全ての108カ所を回って、前回と同じように設置ができるかの確認をしております。それで、いろいろガードレールがなくなっていたとか、いろいろなちょっと民間の民地にもお願いをしておりますので、108カ所のうち若干変更をやる場合とかがございますが、原則ですね、前回どおりできれば前回のところをお願いをしている、そういった状況でございます。

○副議長（松尾勝利君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

大体、まちの中を車とかで走っていても、毎回同じ場所に掲示板があるなどというのはわかるんですけど、やはり少しずつまちも人の流れというのが変わってきて、人が多いところには張っていないねと。もうちょっとショッピングセンターの前とか、そこのあたりがもっと皆さんの目につくんじゃないかなという気がしております。そこのあたりというのは、この後も何年かに1回ずついろんな選挙があるわけですが、考慮はされるのでしょうか。

○副議長（松尾勝利君）

打上選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（打上俊雄君）

今、伊東議員のほうからも御提言ございましたので、次回、参議院選挙等が予定されておりますので、事前に回るときに、もう一回周辺等を見渡して、今の108カ所の掲示場が適切かどうかは検討をしたいというふうに思います。

○副議長（松尾勝利君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

あと、この補正額16,899千円の中で、一般財源で1,727千円という金額がありますが、この内訳を教えてくださいいいですか。何にこの一般財源は使われるのか。

○副議長（松尾勝利君）

打上選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（打上俊雄君）

お答えをいたします。

お手元の補正予算書の7ページの一番末尾になりますが、18節の備品購入費として投票用紙自動読取区分機を導入いたします。これは鹿島市の備品として残り、市の選挙にも利用できますので、そこで市の選挙分と国政とか、あと佐賀県知事とか県議選、そういったもので案分して残った部分が一般財源として1,727千円ということで積算しております。

○副議長（松尾勝利君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

はい、ありがとうございます。私は、国政選挙ですから全て国県のほうから出てくるのかなという気がしておりました。

あと報酬に関して、報酬手当に関してですが、96人ということで報酬の手当として994千円、あと職員の手当として6,814千円というのがあります。一日中、朝から最後の開票前となると相当な時間ですから大変だろうと思いますが、一番最後の11ページにですね、備考の欄に、時間数の増と書いてあるんですが、これはどういうふうな理由というか内容なんですか。もう少し詳しく御説明をいただきたいと思いますけど。

○副議長（松尾勝利君）

打上選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（打上俊雄君）

予算書の給与費明細の11ページでよろしいですね。これは予算書上の形式上のあれでございまして、今度衆議院選挙がございましてですね、その分の職員の勤務時間がふえるという意味で、補正予算として職員手当が増額するという、そういった意味とかあります。

○副議長（松尾勝利君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

はい、ありがとうございます。非常に、私もそういうふうな立ち会いとかなんとかやったことがないですからわかりませんが、ただ、投票所に行くと、いっぱい職員の方、休日にも

かかわらず頑張っていたいただいているなという気がしております。この96人というふうに書いてありますが、選挙に携わる人というか、この投票日16日、96人のほかにもいらっしゃるんですか。もう全て市の職員二百数十名の中でどういうふうにこれ96人と出しているんでしょうか。お答えいただけますか。

○副議長（松尾勝利君）

打上選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（打上俊雄君）

まず、この96人の方でございますが、これが報酬でお支払いをする投票管理者、投票立会人、そういった方ですね。いわゆる市民の方に96人お願いをしているということとところでございます。職員は、7ページでいきますと、次の職員手当が6,814千円、ここで措置をしております、ほぼ全職員が対象となりますが、大体、今回の場合だったら必要人数としては220名程度を予定しております。

○副議長（松尾勝利君）

ほかにありませんか。2番議員稲富雅和君。

○2番（稲富雅和君）

2番議員の稲富です。1点だけ質問させていただきます。

投票当日の件ですけれども、朝7時から20時までの投票時間となっております。そしてまた、市内14カ所の投票所となっておりますけれども、この12月の非常に寒い時期の投票日となっておりますけれども、暖房器具等、燃料代等そういうのも含まれているのかどうなのかお聞きいたします。

○副議長（松尾勝利君）

打上選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（打上俊雄君）

14カ所によっていろいろ状況が違いまして、14カ所の中にはエアコンとかストーブがもともと準備されているところがございます。民間施設だったらそういったものを使わせてもらうように予定をしております。それで、市の施設で暖房施設がないところにつきましては、ストーブを持ち込めるように灯油代等の予算措置はしております。

○副議長（松尾勝利君）

2番議員稲富雅和君。

○2番（稲富雅和君）

そしたら、灯油代はこの中に含まれているということでよろしいでしょうか。

はい、以上です。

○副議長（松尾勝利君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第59号 専決処分事項の承認について（平成24年度鹿島市一般会計補正予算（第3号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第59号は提案のとおり承認されました。

日程第4 議案第60号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第4. 議案第60号 鹿島市空き家等の適正管理に関する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

議案第60号 鹿島市空き家等の適正管理に関する条例について御説明いたします。

議案書6ページをお開きください。

この条例を制定する背景でございますが、少子・高齢化や過疎化など昨今の社会情勢により全国的に空き家が年々増加しております。空き家といっても適正に管理されていれば何の問題もないわけでありましたが、管理不全な状態のまま長年放置されますと危険な状態となり、これを起因とした事故などにより周辺住民の方々に危害を及ぼすことも想定されます。その結果として、その所有者等が法的な責任を問われることにもなるため、適正な管理を促すことが必要となってきたわけでございます。当市においても同様な状況にあるところから、ことしの5月から近隣の4市4町で研究会を立ち上げ議論、検討を重ね、このたびの提案となったものでございます。なお、条例については4市4町足並みをそろえ、ほぼ同様の内容となっておりますのでございます。

条例案の概要でございます。議案書の7ページをお願いいたします。

第1条は、先ほど申し上げました目的を掲げております。

第2条は、用語の定義を規定いたしております。1号の空き家等とは、常時無人の状態にある建物、あるいは明らかに管理されていない門、塀、看板などをいいます。2号の危険な状態とは、著しい老朽化または台風、突風等により倒壊したり、他人の生命、財産等に危害

を及ぼす状態、あるいは不特定者の進入などにより、犯罪または火災が誘発されるおそれのある状態をいいます。3号では、所有者等について定義をいたしております。

第3条ですが、所有者等の責務として当該空き家等が危険な状態にならないよう、適正に管理しなければならない旨を規定いたしております。

第4条と次のページの第5条は、市民の方からの情報提供と、それを受けての市の調査の規定でございます。

8ページをお願いいたします。

第6条は、前条に定める調査において危険な状態であった場合、所有者等に対し適正管理、あるいはその他の措置を講じるよう、助言または指導できる旨を規定しております。

第7条は、前条の助言または指導に従ってもらえない場合は期限を定めて適正な措置を講じるよう勧告できる旨の規定でございます。

第8条では、第6条及び前条の規定によって適正管理、あるいはその他の措置を講じる所有者に対し一定の条件のもと助成ができることといたしております。

第9条は、第7条の勧告に従ってもらえない所有者等に対し、適正な状態を保つための措置等の履行命令ができる旨の規定でございます。

第10条の規定では、前条の履行命令にどうしても従ってもらえない場合は氏名などを公表できることといたしております。

9ページの第11条では、第9条に定める命令に基づく必要な措置が実行されない場合において、その不履行を放置することで、他人の生命、財産等に重大な危害を及ぼし、もしくは著しく公益に反するおそれがある場合には、最後の手段として代執行その他の法令にのっとり実効的な対策を講ずることができる旨を規定いたしております。

第12条では、当該条例については市有財産への関与や危険な建物の判定など、非常に専門的な判断を下す必要があるため、広く外部の専門的知見をいただき、適正な条例の運用を行っていくため、鹿島市空き家等適正管理審議会を設置することといたしております。委員の数は5人以内といたしております。なお、10ページの附則の中で同委員の報酬について新たに規定をいたしております。

9ページの第13条では、危険な状態にある空き家等を原因とした事故等を未然に防止するため、警察、あるいは消防など関係機関に協力を求めることができる旨を規定いたしております。

第14条から次のページの第16条までは、手続などについてそれぞれ規定をいたしております。

最後になりますが、附則で、この条例の施行期日を平成25年4月1日からといたしております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（松尾勝利君）

これより質疑に入りますが、本議案は常任委員会付託が予定されておりますので、議案に直接関係する大綱質疑をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。5番議員角田一美君。

○5番（角田一美君）

5番議員の角田一美です。大綱質疑ということですので、基本的な点について御質問いたします。

この条例につきましては、住民いわゆる市民の皆さんが持っている所有財産に対して代執行とか措置命令、そういったもの、いわゆる財産権に対する強度の規制がかけられておりますけれども、こういった条例化するための背景として先ほど少子・高齢化、あるいは核家族化ということを述べられたんですけれども、この背景を明確にするために、実態を把握する必要があると思うんですけれども、これは前回の一般質問でも私しました件ですけれども、いわゆる空き家がどのくらい市内にあって、今回この条例の対象とするいわゆる危険な状態の建物がどのくらいの戸数あるのか、まずそれをお尋ねします。

○副議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

御質問にお答えいたしたいと思います。

これは9月からになるかと思いますが、各地区の区長様に御足労をお願いいたしまして、各行政地区での空き家の数、それから区長さんが考えられる管理不全な建物がどのくらいあるのかというようなことで、それから、管理不全な建物と空き家であって管理不全の建物がどのくらいあるのか。それから、区長さんが見られて、これはちょっと危険だなというものがあるのかというような調査をさせていただいております。実質11月30日現在で今私どもに届いておりますのは管理不全という建物は81戸あるということで届いております。

それから、防災防犯上、地区としては問題があるのではないだろうかと考えられている戸数が19戸ということになっております。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

5番議員角田一美君。

○5番（角田一美君）

前回質問したときに、いわゆる空き家が170戸程度、172戸あるという回答を得たんですけれども、その中で11月30日、今の回答によりますと、大体そのうちいわゆる不適切な管理状態にある家屋が81戸ということで、そうすると、やはり172戸のうち81戸という、やはり約

半数近いあたりが危険な状態にあると思うんですけども、この鹿島の少子・高齢化でいわゆる高齢者のみ、あるいは高齢者だけが住居に住んでおられる方が非常に2,000戸近くあると、1万戸の中です。1万600戸の中で2,000戸近い方が高齢化と。そうしますと、これから20年、30年しますと非常に膨大な空き家が発生するだろうと。そういった形で、高齢化によっていわゆる適正な管理がほとんどできなくなる可能性が非常にあるわけですが、こういったことに対して、非常に放置された空き家というのは、近隣の住居、あるいは通行の生徒とか、あるいは通行人の安全上問題があるわけですが、これは当然徹底的にそういった危険な廃屋をなくす必要があるわけですが、この廃屋になっている状況を見てみますと、非常にやはり取り壊すことができない人がほとんど、いわゆる財政上、あるいは相続上、相続人が不確定、あるいは倒産等によってその所有権そのものが担保に入ってしまうようなものが多い、これが実態じゃなかろうかと思うんですけども。

そこで、今回、そういった措置命令等をして解体等の指導、助言、あるいは命令等を行った場合に、そういったいわゆる勧告に従って解体をされる際に助成を第8条で設けられていますけれども、非常に私有財産を解体するというのは、やはり原則として所有者であらなくちゃならない。そういった件で税をこの解体に投入することは非常に公正でやらずにやらないんですけども、この助成の対象、こういった形で助成を考えているのか。そこら辺ちょっとお尋ねします。

○副議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

お答えいたしたいと思います。

確かに戸数的には多いということでありまして、ちょっと先ほどの答弁の補足をさせていただきますけれども、まだ81戸というのはあくまでも区長さん方が自分の目で見ていただいて管理不全であるということでは私どももいただいております。それを今、総務課の職員でずっと現地の調査をいたしております。最終的には緊急性ですぐにというのはどのくらいあるのかなというような状況だろうとは思いますが、そういう中で、やはりまずは第一義的に調査に行きまして、その建物が独立して、その敷地内で自分で立っている部分については、余り他人に危害を加えるというふうな定義にはならないだろうかなと思っております。

でも、例えば、道路にすぐに近づいておりまして、そこが通学路になっている、道路のほうに倒れ込んでくるかもしれないというようなものに対しては、これは緊急性がある。いろいろケース・バイ・ケースだろうと思えます。そのあたりを今後私どもとしてはこういう情報をいただきましたので、現地に調査に入って適正なものについての管理をお願いしていくということになります。そういう中で、最終的にやはりどうしても緊急性があつて、でもなかなか補助の、解体するにはお金もかかる、いろいろあるよねというようなことで、その点

について私どもとしてはそのあたりの全体のバランスを見ながらということになりますけれども、ある程度資力のない方に関しては、一定程度の条件をつけながら助成制度もやはりやっていきたいと考えているところでございます。

○副議長（松尾勝利君）

5番議員角田一美君。

○5番（角田一美君）

やはり危険な状態に陥るまで放置されたというのはそういった経済的事情がある方、あるいは県外等に転出されて、その財産相続が確定していない方が多いと思うんです。そういった点で、この危険な状態に置かれている状態を、やはり近隣住民の皆さんのいわゆる危険度を察して緊急に撤去してもらう際の対応とするためには、そこら辺、いわゆる相続人の把握とか、あるいは危険度の区分、こういった状態にあるものかというのをやはり条例を施行する時点においては執行部のほうで十分把握をしていただきたいと思いますけれども。

それと、この解体費用の負担とか、解体後、解体をしていいけれども、解体後、今まで宅地課税をされていると思うんですけれども、これを解体された場合に固定資産税がいわゆる高くなると思うんですけど、そういった更地にした場合にですね。そういった場合に、やはりそういった所有者側の事情を考慮して、ある程度こういった解体した資産については特例措置等の課税が処置というのが必要と思うんですけれども、そこら辺の何か対策というか、あるいは軽減措置というのはとれるものかどうか、そこら辺検討されているようであれば御回答をお願いしたいんですが。

○副議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

基本的には、これはもう個人の財産の問題でございますので、まずは適正な管理を所有者の責務ということで第3条に掲げておりますように、この条例の趣旨としましては、まずは適正な管理をお願いするというのが一番最初だろうと思います。そういう中で、どうしてもできない場合には、私どもとしましてはいろいろな法令を照らし合わせながら、先ほど第12条でも掲げておりますけれども、審議会あたりをつくりまして、十分な検討を重ねながら進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

御質問の固定資産税、住宅特例ですね、家屋があるので、土地としては軽減がかかっておりますけれども、基本的には私どもとしましては、やはりまずは危険な状況を除去するのがまず最初であろうかと思っておりますので、そのあたりについての助成制度は考えておりますけれども、その後につきましては、あくまでもこれは私有財産でございますので、通常の税の仕組みにのっとってお願いをしたいなと、そういうふうに考えているところでございます。

○副議長（松尾勝利君）

5番議員角田一美君。

○5番（角田一美君）

私有財産でありますから、やっぱり解体に税金を投入するということは非常に納税者の理解というのには得られにくいわけです。あくまでも個人、あるいは企業等においてそこら解体してもらうのが基本ですけれども、どうしてもそういった放置されている実情がやっぱりできない、いわゆる経済的にできない人のためには、そういった助成措置、それに助成するにしても先ほど言いました審議会等で空き家等適正管理審議会を設けるということですので、そこら辺の必要性、あるいは経済情勢等を十分勘案されて公平、公正な助成措置を設けてやっていただきたいと。

それと、執行部のほうですね、いわゆるこういった情報の提供を受ける窓口として非常に私有財産があつて各執行部で各課にまたがると思うんですけれども、こういった対策はどういうような感じでとられる予定でしょうか。

○副議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

この空き家の上限につきましては、今議員申されますように、各課にまたがる部分はかなりあります。そういう中で実際に発生をいたしますと、いろんな部署で連携をしながら対応が必要になろうと思います。そういうことでありますが、基本的に市の窓口といたしましてはそういう各課との連携もございますので、総務課のほうで行いたいと考えております。ですから、総務課のほうに連絡いただければ各課との連絡調整をしながら、これは道路の部分で何とかできないか、消防の関係、警察の関係、いろいろあろうかと思ひます。そういうことで連携を図りながら対応をしてまいりたいと考えております。

○副議長（松尾勝利君）

5番議員角田一美君。

○5番（角田一美君）

いわゆる相談窓口としては総務課ということですが、非常に各課、消防、あるいは環境とか、あるいは高齢者、そういった置かれている状況としますといろんな部署にまたがると思ひますけれども、そういった総務課ですけれども、これを解決するためにはいわゆる横断的な体制をぜひとっていただきたいと思ひます。

それから最後に、第1点質問したいと思ひますけれども、対象が危険な状態に置かれているのが不特定者の著しい老朽化、または台風、突風と云々とありますけれども、建物、あるいは工作物が対象になっているんですけれども、土地だけとか、いわゆる土地が放棄されてそこに生えている大木、雑草等、放置されたものについてのいわゆる大木でも大きくて枯れた木が台風、突風等で危険性があるわけですが、そういったものについてはこの条

例の対象にならないのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○副議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

基本的には、ちょっと今御質問にあっていますけれども、基本的には第2条に掲げておりますように、明らかに管理されていない門扉とか塀、看板、その他の工作物ということで定義をいたしておりますので、なかなか自然のものについてはこの条例では難しいのかなとは考えております。ただ、そこはそこをいたしまして、今度は逆に道路にそういう支障木がある場合には道路法での除去命令とか、それから、電線にかかっていたら九電のほうとかNTTのほうからの除去命令とか、そういった形で対応はその都度あるかとは思いますが、ちょっと今の、私どもの考えております工作物には、自然木については念頭に入れていないというところがございます。

○副議長（松尾勝利君）

5番議員角田一美君。

○5番（角田一美君）

家屋を含まない土地だけ、あるいは立木等は対象になっていないということですが、現実的にいわゆる所有者が非常にわからない土地に大木等がして、非常にそれを区で伐採するにしても所有者の承諾は得られない、所有者がわからないためにですね。そして、その大木のために非常に高額な費用が要ると。そういった場合に地区民の方非常に困っておられるという場合があります。そういったやつにも何か景観条例とか、あるいは何か市の独自の中心施設等を検討していただければ非常に住民の方も安心して生活ができると思いますので、その点まであわせて検討していただければと思います。

以上で質問を終わります。

○副議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

今回、4市4町でこの勉強会を発足させたところでございます。この発端といいますのは、先ほど角田議員言われました景観を損なうということも一つ理由がございます。そして、当然家主が危険な建物については適正な管理を行うという2つの目的があったわけですが、鹿島市においては景観については除外をいたしております。と申しますのは、これは平成6年に条例を制定いたしておりますけど、鹿島市の環境を美しく守る条例というものを制定いたしております。市民の健康で文化的な生活の確保のために寄与することを目的とするということで、この条例を制定しておるところでございます。その条例の第6条に占有者の責務という規定を設けておりまして、「占有者は、ごみ等又は廃棄物が違法に投棄されるおそれ

のある土地又は建物については、繁茂した雑草等を除去するなどして、これを未然に防止する措置を講じて適正に管理するよう努めるもの」という規定がございますので、鹿島市のこの空き家条例については、景観に係る分についてはこちらの条例を優先させるということで、その規定については除外をいたしているものでございます。（「わかりました。以上で終わります」と呼ぶ者あり）

○副議長（松尾勝利君）

改めて申し上げます。本議案は常任委員会付託が予定されております。大綱質疑をお願いいたします。

ほかにありませんか。14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

14番です。恐らく私の常任委員会じゃないと思いますので、1点だけお尋ねをしますが、簡単なことです。

実は、これは危険な状態の解消を図るためということで空き家に対する対応ですが、私が直面した問題、二、三回した問題ですがね、古い空き家を借りたいという人が結構あるんですね、農家の大きい家を。そこで、まだこういう危険な状態じゃない、借るわけですから危険な状態じゃないところですが、そこで、何回もひっかかったのは何だったのかというと、空き家になっておって、そこに仏壇が置いてあるんですね、仏壇が。そのままその所有者の人は施設に入るとか病院に入るとか、そういう現状にあるんですね。やっぱり皆さんが、仏壇が置いてあるところには、別の部屋に置いてあったにしても借りられないなというようなことで、何回か同じような条件でお断りされたことがあるわけですが、それをそのまましておけば、おそらくこれに該当するような事態になるわけですね。じゃ、それをどこにどう対応していいかと。その所有者の人は言ってもわからない状態の人だというようなことでしたので、そういうのに対する、さっき予防の意味でもそういう対応もやっぱり考えておかんといかんと思いますが、その面についてはどうお考えでしょうか。

○副議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

今、御質問の件でございますけれども、空き家バンクという形での対応にもなろうかと思っておりますけれども、基本的にはそれを生かして使うときには鹿島市としては空き家バンクの制度をとらせていただいておりますが、基本的にやはり中にあるものにつきましては、その所有者の方でどちらかに片づけていただかない限りは、その空き家バンクにもいかないものだろうと思っております。そういうことでございますので、基本的にその空き家を有効に活用するためには中に入っている仏壇につきましても、所有者の方でそれは管理をお願いしないと、どうしてもそれは先に進んでいかない。それをちょっと私有の財産を行政でどうということは

なかなか難しいのかなと思っておるところでございます。

○副議長（松尾勝利君）

質疑の途中ですが、大分時間を過ぎております。（「すぐ終わります」と呼ぶ者あり）そうですか。じゃ、14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

済みません、もう大分時間が過ぎていますが、難しい問題だと思うんですよね。それで、所有者の方で片づけることができる、対応ができる人ならいいんですが、そうじゃない人たちですね。もう言ってもわかっていただけない、じゃ、家族はどこかにいるかといったらいらっしやらないとか、そういう人もあるんですよね。今後の課題になる。そのまましておけば必ずこういう危険な状態になっていく状況があるわけですので、これ今すぐこうするという回答が出なかったら、そういうのは今から出てくるとお思いますので、ぜひ今後、検討課題として取り上げていただくことをお願いして、終わりたいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

ほかにありませんか。（発言する者あり）

ちょっとここで時間が過ぎております。午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時15分から再開いたします。

午後0時14分 休憩

午後1時15分 再開

○副議長（松尾勝利君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

質疑ございませんか。13番議員中西裕司君。

○13番（中西裕司君）

質問をいたします。大綱質疑ということなので、どこまで大綱か理解ができませんが、質問いたします。

それで、まずこの条例なんですけど、ちょっとざっと見れば、私的所有権といいますかね、そういうものに対する制限なりですね、ものがこの条例の根底にあると思うんですよね。だから、憲法を含めた当条例との関係ですね。まず、その点について十分な議論をされたかどうか。いわゆる所有権を制限していくような、あるいはそういうものを条例という形で制限できるかどうかという憲法上の問題もあるかもしれませんが、そのことについて十分な審議がなされたかどうか、お聞きします。

○副議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

お答えをいたしたいと思います。

もう議員が申されますように、この条例につきましては私的な権利につきまして制限をかけていくという方向になっておりますので、冒頭、説明のときにも申し上げましたが、5月に近隣の4市4町で研究会を立ち上げております。その中で、確かにいろいろな議論がございましたが、そういう中で十分な検討を重ねて、この条例の案になったということで、私どもとしては、ある程度の標準的なものになっておるものと思っておりますのでございます。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

13番議員中西裕司君。

○13番（中西裕司君）

いわゆるこの条例というのが法律なり憲法なりの上位法と比べて、これは違反をしていないという解釈であるということではいいですか。いわゆる公共の福祉何とかの場合は、何とかとあるじゃないですか。そういう制限できるやつがありますので、それとの兼ね合いで多分判断をされたと思いますが、そういうことを言っていたかかないと、会議でどうのこうのなったと言うても、その会議の中身でこういう憲法論議があったとか、条例がいわゆる制限できるかどうかという、そういう議論をしてくれたかと、根本的なことを言っているわけだから、それをそういうふうにししました、そのために結論が出たんだよということを言っていたかかないと、私にはわからない。

○副議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

やや憲法論にもかかわりますので、私のほうからお話しいたしましょう。

全くお話ございましたとおり、この条例の背景にありますのは、片方は当然全ての人に保障されております私有財産、そういう自由ですね。それと、もう1つは逆に、それは何で制約をしていいか。おっしゃるとおり、公共の福祉なんです。もっと具体的に言いますと、自由と危険、この衝突だと思うんですね。したがって、この条例をごらんになりますとおわかりのように、2つの手続がとられています。1つは、いきなり危ない家屋等を処分しなさいというようなことにストレートになるわけじゃなくて、きちっと調査なり、あるいは勧告なり、順次手続を踏むという慎重な手続がとられています。これが1つですね。それからもう1つは、さらに客観的、専門的、第三者的な判断が必要だろうと、行政的な判断だけでは十分ではないんじゃないか、そういう一種の調整弁をつけるといいますかね、そのために審議会を設けるということにしてありまして、現在、ある意味では自治体でもとり得るぎりぎりの制約のもとに、そういう手続を踏むということにしてあります。しかも、それでもなおかつ、私権を制限することに軸足を置き過ぎてはいかんということで、最終的には、代執行だけではなくて、代執行その他の法令の規定にきちんと定めてあります手続を頭に入れな

がら処分をすると、そういう構造になっているということを御理解いただきたいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

13番議員中西裕司君。

○13番（中西裕司君）

市長の答弁を伺うと、もう100点満点といいますか、そういう感じの御答弁だったのではないかなと思いますね。まさにそこが基本的に、条例をするなら何でもできるんじゃないかと、やはり今回みたいなものはより慎重な議論がなされなきゃいかんということなんですね。そのための手続じゃなきゃいかんし、審議会も設けている、第三者の意見を聞く場合もあるということなんですね。そういうことをまず押さえていただかないと議論にならないということです。今度、一般質問でもやるつもりですが、私はやはり政治の道は自助、共助、公助という、こういう三方の組み合わせの中で政治は進んでいくのであって、特に条例化をするという意味は、そういうことがあるだろうというふうに思って質問をしているわけでございます。

その中で、市民の義務化的な条文が1カ所あります。危険なところがあったら、市民が知らせなきゃいけないというような、市民に義務を課したような文がありますが、通報義務といいますか、通知義務といいますかね、そういうところがあったと思いますが、第何条かな。（「第4条」と呼ぶ者あり）第4条だそうです。

そこで、その第4条の義務化、ちょっと言葉として強いかなという感じを受けているわけなんですけど、どのように考えられますか。

○副議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

第4条では、市民の方は速やかに市長に対しその情報を提供するというような文言になっておるところであります。この条文の中身といいますか、これは私どもが期待しておりますのが、危険な状態にある空き家につきまして、市民の方から、いろいろな立場の人から市長に積極的な情報提供を期待するというようなことでこの条文を掲げておるところであります。

誰に情報をいただくのかという中では、市民の方は全てこの条例に基づいて積極的な情報提供をお願いしたいということでの条文ということで御理解いただきたいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

13番議員中西裕司君。

○13番（中西裕司君）

まさに、こういう条例の条文というのは、今の鹿島市の全体的な社会の根底的に何があるかということを示しているんですよ。要するに、明るい社会なのか、これから暗い社会になっていくのかですね。だから、そういうことのイメージがこれから想像されるんですよ。要

するに、若い人が言うように、チクるとか、そういうことですよ。そういうおそれがないということであればいいんですが、今の社会の風潮がそのようになりつつあると。本当に自由でおおらかな社会だったのが、これからだんだんだんだん全てのものについて制限を受けてくるわけですね。そういう社会を構築していくのがある程度協議の中で、あるいは相談をする中でやっていくのかということで、これはどうも私から見れば、市民に義務化をしたというような感じを受けると思って質問をしております。

そういうのを受けて、情報提供がある。立入検査まではいかないけれども、立ち入りができるような形にもしてありますね。そして、状況を調べるということになってはいますが、その件についても、どういう状況があったときに立ち入りができるのか、少し具体的に説明をいただきたいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

立入調査と具体的な御質問でございますけれども、基本的には、こういう危険な状態にある空き家がありますよという存在を把握しましたときには、市としましてはその空き家と、それからまず所有者の確認調査が必要だろうと思っています。それから、周辺での聞き取りの調査、この周辺というのは、区長さんも含めてということになるかと思っています。そして外観などの現地調査と、こういったまず基礎調査を行うということで考えております。

そういう中で、どうしてもやはりこれは危険性があるということになれば、必要ということになれば、所有者の方に説明を行った上で、職員による立入調査を行うということで考えているところでございます。

○副議長（松尾勝利君）

13番議員中西裕司君。

○13番（中西裕司君）

そのようにして整っていくと。最終的には、第三者の意見を聞くために審議会の条項があるということですね。手続的には、先ほど市長が言われたように、一つの手続の流れとしては、非常にいいものがある。ただ、運営をどうするかということによっては、かなりいい結果、悪い結果が出てくる可能性もあると私は思っております。

それで、運営の審議会の問題ですけれども、規則その他は、きょう条例案として通らなければ恐らく規則もあれなんだけれども、ただ我々は審議会の中身を知りたいと思うときに、やはり規則等でもうできているなら、ちょっとポイントだけ審議会の中身について、委員のあれとかはわかるけれども、いわゆる第三者機関、この審議会というのは中立的な機関になるわけですね。えてして今までの審議会というのは、行政主導でおざなりな審議会が多いというふうに私は勝手に思っているわけなんです、今回はそのようなものでは、先ほど言っ

たように、私権の権利の問題との兼ね合いがありますので、重要な要素があるんだろうというように思いますので、審議会の運用についてどのようなことを描いていらっしゃいますか。

○副議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

審議会の御質問でございます。今、現段階で私どもがちょっと考えておるということをお願いしたいと思っておりますけれども、まだこれは決定ということではございませんので御了承いただきたいと思います。私どもといたしましては、今議員も申されましたように、外部でのかんりの知見をいただいて、それを受けて決定をしていきたいと思っておりますので、その適正管理の審議会の委員さんにつきましては、相当な専門的な知見を持った方とを考えているところであります。例えば、建築士の方でありますとか、弁護士の方とか、それから土地家屋の調査士の方であるとか、そういった専門的な方からお願いできればなど思っているところでございます。

それとあわせまして、やはり地区での問題が大きく、公益の問題になりますとかかわってきますので、地区の代表者の方あたりにも入っていただきまして、市の考え方ばかりじゃなくて、市民の皆様の御意見もお伺いしながら、それから専門的な委員の皆さんの御意見を伺いながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（松尾勝利君）

13番議員中西裕司君。

○13番（中西裕司君）

そのようにして、審議会で1つの結論が出て、市長のほうに答申されて、市長が最終的にはいろんな形での告知という方法で該当者にやるということになるようでございますが、最終的に、ちょっと具体的に私はわからないんですが、この条例の持つ強制力がどの程度までなのかがよくわからないですね。条例だから、恐らくその範囲なんでしょうね。非常にこれで物事が片づいていくかな、あるいはやはりお互いの話し合いの中でテーブルに乗っていただくような形なのかな、どっちなのかなという感じがするんですが、その点についてはいかが考えていますか。

○副議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

この条例を運用するに当たりましては、基本はやはり所有者の方との対話をずっと続けていくことが一番重要であろうと思っております。そういう中で、所有者の方の御理解をいただいて、適正な管理をしていただくというのが本来の私どものこの条例をつくる趣旨であります。

ただ、最終的にどこまでということでもありますけれども、私どもとしては、先ほども市長

からありましたように、何段階も手順を踏みながら、手前から手前からこの条例を適正に執行して行って、公益の確保に努めていきたいということでの条例ということであります。

○副議長（松尾勝利君）

13番議員中西裕司君。

○13番（中西裕司君）

基本に戻りますが、やはり私の権利と公の権利とのぶつかり合いのところでございますから、その審議会を通じて、あるいは市長の配慮といいますかね、それぞれの運営によって、右にもいけば左にもいくというような状態の条例であろうというふうに思います。ただ、この必要性を私は感じていますのでですね。ただ、今後のそういう基本的なことをしっかり押さえていないと、条例の運用について批判が出てきてはいかんだらうというふうに思いますので、その点、注意をしていただいでですね、していただきたいという御希望を申し上げておきます。

終わります。

○副議長（松尾勝利君）

ほかにありませんか。7番議員松本末治君。

○7番（松本末治君）

7番松本です。空き家というのは、各自治区に存在するわけですから、さっきの部長の答弁の中でも、区長さんからの報告で172戸とか81戸とかということがあっておりました。そういうことで、やはりどうしてもその自治区で対応していかんやいかんという点がかなりあるかと思えます。そういうことですから、できれば、どこどこ区には何戸の空き家があって、どういう状態ですよということで、自治区の区民の人に適切に知っていただく、総会というのがどこでも年に1回はあっておるわけですから、そういうときに区長さんからこの条例を踏まえて報告をしてもらうというようなことが必要じゃなかろうかと思えますけれども、そういう点についてどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○副議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

一応私どもが調査をいたしまして、棟数とかにつきましては、もう区長さんのほうから出していただいておりますので、それを提供といいますか、報告のやり方だろうと思えます。基本的にこういう条例ができて、一応管理不全と思うものが私どもの地区にはこれだけあるよというような形での報告ということであれば、それはそれでよろしいんでしょうけれども、余りにもセンセーショナルにたくさんの危険な建物があるよとか、逆にまた報告をしてくださいというふうな、それはそれでよろしいんでしょうけれども、そのあたりにつきましては、もう少し私どもも、実際の実態調査を今やっておりますので、そのあたりが全部終わった後

に一度区長会の代表者あたりと御相談をさせていただきながら、適正なやり方での公表もや
っていかなくちゃいけないかなと思っておるところです。

○副議長（松尾勝利君）

7番議員松本末治君。

○7番（松本末治君）

で、ですけど、区の中にある空き家をうまく活用しているところもあるわけですね。
その自治区の迎賓館とか、また画廊とか、いろんな形で、そこによそから移住された方もあ
るというふうなこともありますけれども、そういうふうなところまでつなげるような、もう
古うなったとは、景観上、危なかですから壊しましょうことだけじゃなくて、やはり先ほど
もあっておりましたように、活用できるような体制づくりというのも考えていただきたいと
思います。

そこに引かかるのが、松尾議員からあっていたように、やっぱり先祖代々の位牌とかい
うのがあります。そういうことで、仏教ですと、多分どこでも檀家さんがありますから、そ
のお寺さんにできれば引き取っていただけるようなことも、私的なものですから、関与でき
ませんよということじゃなかろうと思いますから、その辺はやっぱり区の中で区長さんとか
といろんな協議をいただいて、そして檀家さんに引き取ってもらえば有効な活用もできるん
じゃなかろうかと思うわけですけども、松尾議員と重なりますが再度お願いをいたしたい
と思いますけれども、部長いかがですか。

○副議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

松尾議員のときにもお答えいたしましたように、やはりまずは私有財産の管理の問題でござ
いますので、これはもう一義的には、まず個人の所有者の問題、それからそういうことで、
周辺にいらっしゃいます親戚の皆さんの御理解、御協力、そのあたりがないと、どうしても
行政だけや区長さんだけといっても、なかなか進まないものだろうと思います。

そういうことでございますので、活用の方法とか、いろいろな空き家バンクとかの制度と
かがありますので、そういうものに乗せたいということであれば、市のほうとして御相談に
は乗れるわけでありましてけれども、直接的にそういう私的なものについては、先ほど申しま
したように、まずは空にして処分をしてから活用をお願いしたいという立場ということでも
う御理解をいただきたいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第60号は、会議規則第36条第1項の規定により、総務建設環境委員会に付託いたします。

日程第5 議案第61号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第5、議案第61号 鹿島市定住促進住宅条例の制定についての審議に入ります。当局の説明を求めます。森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

議案第61号 鹿島市定住促進住宅条例の制定について御説明申し上げます。

議案は、11ページでございます。

提案理由でございますが、定住促進住宅を設置し、市内への移住及び定住化を促進したいので、鹿島市定住促進住宅条例を制定するものでございます。

12ページをごらんください。

この条例は、鹿島市営住宅管理条例に準拠しておりますので、主に異なる条文について御説明を申し上げます。

第1条、目的でございますが、市営住宅につきましては、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で住宅を供給するものでございますが、この定住促進住宅は、本市への移住及び定住を促進し、地域の活性化及び住民福祉の向上を図るために住宅を供給するものでございます。

第2条では、定住促進住宅、共同施設、収入について規定をしております。第1号の定住促進住宅とは、鹿島市営住宅設置条例第2条に規定する市営住宅以外のものをいうというふうに規定しております。これは、公営住宅法によらない住宅となりますので、市の裁量で家賃等を定めることができることとしております。

次に、第5条でございますが、入居の公募を規定しております。第3項に、公募する時点において空いている戸数から市長が別に定める戸数を差し引いた数とするとしておりまして、第6条の公募の例外として定めております、水害、台風、その他の自然災害、または火災により住宅が滅失した方、この方たちのために、あらかじめ数戸の部屋を確保しておくということを規定しておるところでございます。

第7条、入居できる条件を第1号から第5号まで規定をいたしております。第2号では、市民税など市に納付すべき税の滞納がないこと、第3号では、親族要件、原則単身では入居できないこと、第5号の要件では、暴力団ではないことを定めております。この各号は、市営住宅管理条例と同じですが、第4号では、収入要件として、主たる生計者の収入額が1カ月当たりの賃料の額の3倍以上であることとしております。

14ページの第9条でございます。

入居の決定に関する規定でございますが、決定方法は、第4項に示しておりますが、公募

の公表した戸数を超えない場合にあつては、その者をということ、その方が入居できるということになっております。戸数を超える場合は、規則で定める順位に従って入居者を決定することと規定をしております。これにつきましては、まずは市外からの入居者で、子育て世帯の方を最優先するというところで現在検討をしているところでございます。

15ページの第12条は、賃貸借契約を規定しておりますが、契約に当たりましては、民法及び借地借家法及び条例を準用することと明記しております。

第13条から第15条の入居の承継までは、市営住宅管理条例と変わりはありません。

第16条には家賃を定めております。

16ページのほうに記載をいたしておりますが、1カ月の家賃を28千円から33千円と設定をいたしております。1号棟、2号棟につきましては同じ家賃設定になっております。3号棟につきましては、建築年次が1号棟、2号棟に比べまして新しいこと、それから室内環境が幾分勝っているということで1千円高い設定になっております。

また、エレベーターの設置がないことから、これまで高層階への入居が敬遠されておりましたので、4階、5階が安い家賃設定になっているところでございます。

現在の家賃と比較しまして、最高家賃の方で一月当たり9千円程度安くなることとなります。

また、第4項には、市外から転入された入居者には、2カ年を限度として5千円を上限とし、家賃を減額することを定めております。これは、市外からの入居者で、未就学児がおられる場合に最大5千円を免除することを現在検討しているところでございます。

第18条、敷金でありまして、家賃の2カ月分としております。これは現在と変わりはありませんが、市外からの転入者につきましては免除としております。

第19条、駐車場の使用、この賃料につきましては、これまでより700円程度安い賃料の設定になっております。

第21条は、入居者の費用負担義務でございます。

18ページの第2号でございますが、「じんかいの処理及びし尿の汲み取りに要する費用」というふうな明記をいたしております。これにつきましては、浄化槽の汚泥の引き抜き、こういう費用につきましては、現在共益費の中から独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が負担しておりますが、これを直接御負担をお願いするものでございます。市営住宅も同様に負担をいただいているところでございます。

第24条の修繕費用の負担までは、市営住宅管理条例と同様でございます。

第25条は退去の規定ですが、退去する日の30日前までに市長に届けることとしております。

第26条は契約の解除ですが、第1号から第9号までに該当する場合は、当該の入居者に対して契約の解除を申し出ることができることを規定をいたしております。

第28条は委任でございますが、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものと

いうことでいたしております。

附則でございますが、施行期日は平成25年4月1日としておりまして、入居開始日が4月1日以降の予定でございます。

経過措置として、既に入居されている方につきましては、次の20ページになりますが、第6条の公募によらず、その他市長が特に必要と認める者として引き続き入居できることとしております。この場合は、一度独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構と入居者の間で全て清算をしていただきます。その後、新たに本市に入居手続を行うことを定めているところでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（松尾勝利君）

これより質疑に入りますが、本議案は常任委員会付託が予定されておりますので、議案に直接関係する大綱質疑をお願いします。

それでは、質疑に入ります。11番議員水頭喜弘君。

○11番（水頭喜弘君）

11番水頭です。今、副議長のほうから大綱質疑ということであったんですけど、ちょっと外れるかもしれないけど、1点だけお願いします。

今、説明の中で、12ページの第1条の中で、「鹿島市への移住及び定住を促進し、もって地域の活性化及び住民福祉の向上を図ることを目的とする。」ということであります。当然、その中でも今説明になったとおり、特に市外の方への優遇措置も今課長のほうから説明がありました。

そこで、特にやっぱり子育てをされている方に対しては優遇措置もあるようではございますけれども、せつかく市外のほうから鹿島市のほうへ見えられて、やっぱり住みよい住環境の整備ということは必要ではないかと考えております。

そこで、1つお願いというか、要望ですけれども、ハト対策をしていただきたいということです。というのは、私は平成23年の2月と思います。県のほうに直接直訴という形で行きました。どういうことで行ったかというのは、浜町の新町の県営住宅ですね、あそこのほうから苦情が物すごく来まして、ハトのほうが、4階のノブは握られないという状態で、かなりあそこで何年でも苦労されました。そして、どうしてもあそこに網を設置してほしいということであったんですけども、どうしても、あそこが何回言ってもできなかった。それで、これはもう県のほうに行くしかないということで、県庁に出向いて行きました。何回となく行き、その中で、県が直接言っていただいたものは、じゃあ、あそこの新町だけに限って試験的にいたしましよと言われました。試験的にと言われました。というのは、もしここを許可したら、全ての県営住宅にその対策をとらなければいけないので、かなりのお金がかかると。でも、もうここまで要望があった以上は、試験的によかでしょうかとやったけん、

試験的にも何も、していただければ幸いですということで言ったら、それが4月前ぐらいに全部できました。それで、ごらんのとおり、今新町の県営住宅は全て網が設置されています。そして、ハト1羽、ハトのふん1つでも今は被害に遭っておりません。そういう現状です。

だから、そういうことで、本来ならば、以前のあれで質問しなきゃいけなかったけれども、今回、そういうことで気づきましたので、今、実際調べてみてください。かなりのふんがあるんじゃないかと思います。

そういうことで、せっかく市外から見られて、鹿島市は家賃もこれぐらいに設定していただいて、本当に住みよい環境ができているなということをおわれ、しかも若い人、特に子育て世帯の方が見えられたら、かなり喜ばれるんじゃないかと思って、これを今あえて申していますけど、その点について何かあったら御答弁願いたいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

お答えいたします。

先日といいますか、当機構の方と空き室の状況を確認した際に、あれは多分5階だったと思いますけれども、ハトの対策は一応終わっているというふうなことでお聞きしております。ただ、それはあくまで空き部屋だけなのかわかりませんが、ネット工法じゃなくて、何かベランダにとまれないような工夫がされておりましたので、多分対策はできていると思います。再度それは確認をしたいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

11番議員水頭喜弘君。

○11番（水頭喜弘君）

多分今の課長の説明では、ピアノ線じゃないんですけれども、何かそういうのを張って、そこに近づかないような対策かなんかできているんじゃないかと考えております。

実際、県のほうに出向きまして、その話をいたしました。もう完璧な状態にしないといけないということで、試験的に、じゃあ網を張りましょうということで網を張られたわけです。今の説明では、全般的にできているかはわかりませんが、そういう説明でございました。せっかく住んでいただくならば、そのようにして完璧な形でしていただいて、本当にそこでもうそういう状態にないという保証ができれば、私はここまで言いませんけれども、実際、そういうことであつたもので、それをしたおかげで、今は物すごく県営住宅の住民の皆さん方は喜ばれております。

そういうことで、あえてここで出させていただきましたので、あなたの言いよることはもうしていますよということがここで100%保証できれば、もうここであえて言いません。そういうことで、よろしく願いしておきますけれども、何かあったら、よろしく願います。

○副議長（松尾勝利君）

森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

先ほど対策は終わっているというふうに申しましたけれども、特に高層階ですね、4階とか5階とか、被害の多い住戸につきましてはネット設置が完了しているというふうなことでございます。ただ、それ以外の住戸につきましては、現在のところ、被害が確認されていないという状況でございますので、今後また住民の方とそういうところは十分話し合っていきたいというふうに思っております。

○副議長（松尾勝利君）

11番議員水頭喜弘君。

○11番（水頭喜弘君）

今の課長の答弁もありましたとおり、高層階、特にあそこであれば5階ですね、新町の県営住宅は4階のほうはかなりやられていました。ということで、4階に限らず、特に3階でもそういう、一番ひどかったのは、新町の市営住宅は4階でありました。3階のほうもベランダのほうにかなり、それから4階のほうはノブのほうに、帰ってきたときにはあけられないような状態がありましたので、かなり悩まれて、県の対策で網が一番いいだろうということで、もう1階から4階まで全部網を設置されています。そういうことですね。

今、課長、要するに今回は5階を対象にということで、当然ハトは高層階を望んで行きますので、それに限らず、3階、4階にも多分、被害が全然あっていないということはないんじゃないかと思います。もう一回調べられて、そこの中で完璧な形で、鹿島市へ見えられた方が、ああ、素晴らしいねと言われる住環境整備をしていただきたいことをお願いして、質問を終わりたいと思います。よろしく願いしておきます。

○副議長（松尾勝利君）

1番議員中村一堯君。

○1番（中村一堯君）

こんにちは。1番議員の中村です。もう来年の3月ぐらいから広報されるということで、より多く市民の皆さんに広報できるという意味も含めて、お伺いします。

委員会に付託されていますので、簡単な質問だけにさせていただきますけれども、この雇用促進住宅を鹿島市が今から所有するというので、今までと違ってどういうメリットがあって、どういう人たちが一番ここに住んでもらいたいとか、入りやすいような条件になっているのかというのを簡潔に教えてください。

○副議長（松尾勝利君）

森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

先ほども御説明いたしましたけれども、まず定住促進住宅でございますので、やはり市外からの方がお見えになって住んでいただくというのがまず優先することだと思いますし、それからやはり子育て世帯の皆様方、こういう方たちには優先的に住んでいただきたいというふうなことを私どもは考えております。

それから、市営のほうになりましたので、逆にいろんな家賃設定とか、それから先ほど申しましたように、市外からの転入者につきましては家賃を免除するとか、敷金を免除するとか、そういうふうなことで、できるだけたくさんの方にこの住宅に住んでいただくよう、我々も今後また努力していくというふうに思っております。

○副議長（松尾勝利君）

1 番議員中村一堯君。

○1 番（中村一堯君）

ありがとうございます。

市外の方からやっぱり鹿島市に流入してくる方とか御家族がいらっしゃる方に住んでほしいということだったんですけれども、例えば、これから募集をかけて、募集以上の入居者の要望があるときは、市外からの人や子育て世代の人たちを優先的に入居させるような条件とか、そういうシステムをとられるのか、お願いします。

○副議長（松尾勝利君）

森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

先ほど申しましたけれども、第9条に入居の決定ということで掲げておりまして、公募の戸数を超えた場合、要するにたくさんの方が申し込みをされた場合につきましては、これは規則で定めるようになっておりますけれども、現在私どもが今検討しておりますのは、先ほど申しました、市外からの方、なおかつ、子育て世帯の方をまず優先したいということを考えております。その次に、市内の方の子育て世帯の方を優先していくということで、その優先順位については現在検討いたしておりますので、もう少し時間をいただきたいというふうに思っております。

○副議長（松尾勝利君）

1 番議員中村一堯君。

○1 番（中村一堯君）

ありがとうございます。

やっぱり鹿島市の人口とか、今子育て世帯の家庭の皆さんは本当にいろんな面で教育費とかお金がかかると思うので、こういう雇用促進住宅だとか市営住宅に優先的に住めるようなこのような政策をとっていただき、本当に鹿島市として、鹿島市に住むための政策をやられているなというふうに感じるので、もっと促進していただきたいなと思います。

あと、広報活動ですね、皆さんに周知徹底できるように。あと、市外の方を優先するということで、例えば、市外の方が定住促進住宅に住みたいと思われている方がいっぱいいらっしゃるかもしれないんですけど、どういうふうなことで市外の方に広報活動をするのかというのを教えてください。

○副議長（松尾勝利君）

森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

市外の方へのPRにつきましては、通常は広報誌。広報誌ですと、鹿島市以外の方しか見られませんが、インターネットですね、こういうものを使っていきたいと思っておりますし、市内にも企業がたくさんございます。そのうちの5割近くの方が市外からの通勤者と聞いておりますので、まずはこの企業の訪問をしたいというふうに思っています。そのときに聞き取りをするのが、人事異動の時期、いつ人事異動があるのか、発令がいつなのか、そういう聞き取り調査をまずやりたいというふうに思っておりますし、当然広報のチラシですね、御案内のチラシ、そういうものをできるだけ従業員さんの皆様方に配付をしていただくということで、これはもう早速来年1月ぐらいから取り組みたいというふうに思っております。

○副議長（松尾勝利君）

1番議員中村一堯君。

○1番（中村一堯君）

市外の方プラス子育て世帯の方が住みやすいような鹿島市と言われるように、これからこれを進めていってほしいなというふうにお願ひして、終わります。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

伊東です。まず、この住宅条例、詳しくつくってありますが、「規定する市営住宅以外のものをいう。」と、第2条の第1号に書いてございますが、この条例は何を基本にしてつくられているんですか。まず、それを教えていただけますか。

○副議長（松尾勝利君）

森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

市営住宅管理条例につきましては、公営住宅法という法律がございまして、これに従ってつくっておりますが、この鹿島市定住促進住宅条例といいますのは、上位法がございません。これはあくまで鹿島市独自の条例ということでございます。

○副議長（松尾勝利君）

6 番議員伊東茂君。

○6 番（伊東 茂君）

市独自の条例ということですので、ずっと読んでいますと、罰則等も非常に厳しいなという気がする部分があります。幾つかあるんですが、「家賃又は駐車場に係る賃料を2月以上滞納したとき。」、こういうふうな場合は契約の解除を申し出ることができるのか、あと第27条には、納付できなかった場合、「家賃又は敷金 その免れた金額の5倍に相当する金額」とか「駐車場に係る賃料 1万円」とか、非常に罰則等も厳しくしてありますが、これはこの条例をつくる際、担当課も含め、メンバーの方で何かこういうふうなほかの県とか何か調べられて、こういうふうな金額設定というのはされているのでしょうか。

○副議長（松尾勝利君）

森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

第27条の過料につきましては、これは市営住宅管理条例の過料、第56条になりますけれども、ここに定めてあります。これに準拠した形で、今回の条例もこのように定めさせていただいておるところでございます。

○副議長（松尾勝利君）

6 番議員伊東茂君。

○6 番（伊東 茂君）

じゃあ、これはやっぱり幾らかは市営住宅法の条例を適用しているわけですよね。そして、そうなってくると、今、市営住宅で2カ月以上賃料を滞納した方もたくさんいらっしゃるんじゃないですか。そういうのはないわけですか。新しく入る方がどういうふうに理解をしたらいいのか、私は今の課長の説明では若干不十分なような気がしますが、説明会をするときに、そこのあたりがしっかりとわかるように説明はできるものなのでしょうか、御答弁をお願いします。

○副議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

私のほうから答弁をしましょう。

いわゆる罰則の規定を置いていないですね、これは。懲役とか罰金とかございません。これは条例であるということでございますから。設けておるのは、おっしゃっていた部分は一種の契約上の規定でして、基本的に何に基づいてつくられているかということをおっしゃると、一言で言えば民法に基づいているというふうに考えていただいたほうが結構だと思います。先ほどから課長がお話をしております公営住宅法は適用されませんのでですね。

それからもう1つ、過料とありますが、同じ発音でございますので、間違わないようにい

いますと、過ち料と言われているものは書かれてございます。これはいわゆる行政罰でございますから、行政庁の求めに応じなかったり、行政上の手続に違反したりということでございますから、これはそういう限度で定めておるということでございます。市営住宅法の規定と同じようなものを持っておりますけれども、それに従っているものではないと。つまり、行政庁として、これだけのものまでは行政庁——簡単に言いますと、そこはたしか行政庁にうそをついたとかだましたとかという話になっていると思いますけれども、そういう場合は、私どもの与えられた権限の範囲内でそれを過している、そういうふうには理解をいただきたいと思えます。

詳しくは、具体的な条文は恐らく委員会で審査をいただくことになると思えますので、そのときに刑罰というものと違いとか、御審査をいただければと思えますけれども。

○副議長（松尾勝利君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

市長、ありがとうございます。今おっしゃったように、この後は委員会付託のほうで、その部分については審議をしていただきたいと思えます。

あと、ここに書いてある第27条までざっと読んでみますけど、地元との連携といいますか、定住促進住宅として、市外から多くを受け入れたいという中で、これは地元に関することが何も書いていないような気がします、そのあたりはどのようになっていますか。

○副議長（松尾勝利君）

平石建設環境部長。

○建設環境部長（平石和弘君）

この古枝の住宅は、全体で120戸でございます。集合住宅でございます。行政区の下古枝区の中でも、それこそ大きな世帯数を占める、古枝全地区におきましても、かなりの影響をするところだと思っております。

したがって、議員から今御指摘があつていることにつきましては、当然この集合住宅につきましては、地域に貢献をするというですかね、やはり地域の活性化につながる、地域の方々とのつながり、こういったものがなくてはならないと思っておりますので、当然120戸の世帯の自治会というものが既にごございますので、その団地の自治会と出身地区になります行政区の下古枝区とは、当然役員さんにもそこから、考え方としては自治会長さんが役員になれるのか、そういったことになろうかと思うんですけれども、1月には機構と私どもと一緒に現入居者の方への説明会をもちろん開きます。その折には、地元区との連携をとって、いろんな状況のことがスムーズにいくように、そこらあたりは具体的に徹底をやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございました。

今、自治会という言葉が出てきましたけど、浜のほうにも市営住宅、県営住宅とかあるんですが、そこには集会所とかがやっぱり置いてあるんですよね。毎年というか、ずっと当番の方、役の方がして、いろいろ住宅の横とのつながりとか、そういうふうなのがうまくいくようにされているわけですが、そのあたりもちょっと心配するところなんですね。市外から来られて、結局、お隣の方も初めて見るというふうな、そういうふうなことが今から多くあるんでしょうから、そのあたりも、これももう委員会にお任せをしますが、協議をしていただきたいなと思っております。

あと、この第18条の第5項のところですが「利益金がある場合は、共同施設の整備に要する費用その他定住促進住宅の管理に要する費用として使用することができる。」となっております。そのあたりもいいことだなとは私は思います。もしここで利益が出て、これからもそういうふうなまた第2、第3の施設ができればいいなと思っておりますので、これが利益を生むような施設になることを私も願っております。

あとは委員会にお任せをいたします。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

ほかにありませんか。13番中西裕司君。

○13番（中西裕司君）

質問をいたします。

前回、購入のときに私から質問をしたのがあると思います。いわゆるふすま等の修理は事業団のほうでしていただけますよというお話でした。私が指摘したのは、電気、設備、水道ですね、設備関係については十分ですかと、その点についてはお話しされていますかということでしたが、その後の返答がございませんので、まずその点をお聞きして、確認をしておきたいと思いますが。

○副議長（松尾勝利君）

森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

仮契約が11月20日に行われました。そのときに、当機構から重要事項説明がっております。同時に、資料といたしまして修繕報告書、これまでの経過をいただいておりますが、その中で調べてみますと、多少ベルトの交換とか、そういうものはあっておりますが、大規模な修繕とか異常は見つかっていないということで御報告いただいております。

○副議長（松尾勝利君）

13番議員中西裕司君。

○13番（中西裕司君）

というのは、今回の入居者の費用の負担という問題がありますので、その関連でちょっとお聞きをしているわけです。

大規模な修理は必要ないというんだけど、報告があったということなんですが、購入のときの契約の条件にそれは入っていますか、入りませんでしたか、どっちですか。単なる協議だけで終わっていますか。その点はどうですか。

○副議長（松尾勝利君）

森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

建物の評価ですね。不動産鑑定評価をしてありますけれども、その時点での不動産鑑定評価が上がる工事についてはやらないということになっておりまして、すなわち現状渡しということでお聞きしております。

○副議長（松尾勝利君）

13番議員中西裕司君。

○13番（中西裕司君）

現場渡しという意味が私はよくわからないんだけど、例えば、土地は別としても建物が60,000千円ぐらいありました。現場渡しということは、目に見えない欠陥があった場合は、現場渡しだからその評価を下げて売っていますもんねと、契約していますもんねということにもなりますよね。そういうことですよ。その点の確認を、だから、さっき言った重要項目についての覚書に基づいてやったということですよ。それを承知して60,000千円で買ったということが現場渡しということなんですよ。

今まで何かこれはちょっと伝聞ですから、はっきりしたことは言えないんですが、入居者の方からやはり事業団に対してさまざまな緊急的なそういうものがあったというふうにお聞きをしているんですよ。そういうふすまとか畳をかえるとか、そういう問題じゃなくて、いわゆる構造的なものが、欠陥とは言わないでも老朽化している、そういうものがないんですかと。要するに、重要な部分をかえて、修理費が突然かかってくるようなものがあった場合はどうするんですかということですよ。ちょっとそれについて説明を求めたいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

平石建設環境部長。

○建設環境部長（平石和弘君）

今の件でございますけれども、主として、現入居者の方の状況等を直接私どもがお聞きをしているということではございません。したがって、先ほど来申しておりますように、鑑

定評価を時価額と捉えて、市としては譲渡を受けるということでございます。内容的には、3日の財産の取得の折に御説明をいたしておりますように、建物につきましては国有財産特別措置法による5割減額、それから土地につきましては、面積によりますけれども、鹿島古枝の場合は5割と4割の組み合わせで、価格的にはそれを時価額としての有利な価格だという捉え方で取得をいたすことになっております。

当然、建築後、平成2年と平成6年でございますので、約21年と25年経過をいたしております。したがって、これからやはり建物にしても、それから今おっしゃっている設備関係にしても、当然経年とともにいろんな修理というものを前提に家賃の収入、あわせて収支計画を実はつくっておるところでございます。現段階におきまして、当然大規模な改修工事、屋根防水でありますとか外壁、それから給排水の内外ですね、そういったことも盛り込んでおります。

例えば、給水管の取りかえでありますと、10年後、平成33年度に入れる、それから外壁の塗装につきましては、その翌年度に入れる。3棟ございますので、計画的に支出の平準化をあわせて、ずっと入れていくと。当然これはもう織り込み済みで収支計画ということで今つくっておるところでございます。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

13番議員中西裕司君。

○13番（中西裕司君）

部長が今説明されたように、いわゆる今までは事業団の管理で、事業団との関係だったと。今度は入居者と市の管理者との問題になるので、そういうのが後からぼろぼろ出てきておっ
てはいかんということで僕は御指摘を申し上げているわけですね。そして、防水の問題、外壁の問題も含めて、今お話がありましたから、十分な対応の中で多分現場渡し、安かったんだらうというふうに理解をしておきます。

それで、今度の入居契約の条例の中で、入居者の負担の問題でありまよね、ここに書いてあります。じんかいの処理及びし尿のくみ取りに要する費用とか、あるいは第2項、第3項、第4項とあります。これは当然、賃貸契約の中に織り込まれることなんでしょうが、あそこは集中管理と違いましたかね。それをちょっと確認だけしておきます。し尿等、給水とかですね。給水はメーターがつくから別々なのかな。し尿についてはどうですか。別につくんですかね。今の管理がちよっとわからないので、確認だけさせていただきます。

○副議長（松尾勝利君）

森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

浄化槽につきましては、棟別にそれぞれ浄化槽が設置されておまして、その棟ごとに集

中して管理をするというふうになっております。

○副議長（松尾勝利君）

13番議員中西裕司君。

○13番（中西裕司君）

細かなことになりますので、大綱質疑にならないということなので、次に行きますが、前の財産取得のときにも大綱質疑なので、どこまでが大綱質疑かというのがよくわからなかったので、質問できませんでした。というのは、何でこの雇用促進住宅を買うとねと。どういう理由があって、何かの大きな利用の目的があって買うんですかということをお聞きしたかったんですけども、取得の問題だけだったので、何とも言えなかったんですけど、それが今回の入居の、例えば、従来の市営の住宅のあり方とは違う形で、市長が言われました政策的な意味での住宅として考えているというふうなことで購入の必要性があったと思うんですね。よそもしよっけんということではなくて、確実な判断があって購入されたと思います。そしてまた、今回こういう利用計画についての条例案が出ているというふうに理解します。

僕は政策的な意味でということでしたので、かなり大きな期待を持っておりました。と申しますのは、市長がみずから今スポーツ合宿等について非常に力を入れておられます。これはやはり1年を通じて、いろんな形のスポーツの競技が鹿島市に見えて合宿をされるという機会が今後ふえていくというふうに思っているわけですね。今度のスポーツ合宿については、マラソンについては、ロードレースについては、各大学がそれぞれ手を挙げておられると。ところが、その宿泊についてはかなり市内においては少ないのでということ、今苦勞をされているというふうに僕は理解をしております。

この購入の話があったときに、もういっそのこと、4階、5階、あるいは5階だけでもスポーツ合宿の合宿施設にするような形にしたら、もうエレベーターも要らんし、5階も埋まるのと同じような感じで利用できればいいのじゃないかなということもぼちぼち担当とか、そのような方にお話をしておったんですが、今回はそういう予定はないということで、ただ3棟だけは災害時の問題とか、そういう緊急時の問題のときに使うようになっておるんですが、それを拡大解釈して、何とかありますでしょうか、何とかならないものでしょうか、どちらでしょうか。

○副議長（松尾勝利君）

平石建設環境部長。

○建設環境部長（平石和弘君）

古枝の促進住宅につきましては、これは取得のときに御説明はいたしましたと思うんですけども、平成20年に譲渡の申し入れがありまして、平成23年の9月に庁内としては意思決定をいたしましたわけでございます。そのときの内容といたしましては、やはり定住促進住宅だということで、本市が今目指しています定住人口と交流人口、そのうちの定住人口の維持、これ

をやるという、住宅として大きくそこは位置づけるということが基本だと思っております。

中西議員のほうから御指摘というか御提案をいただいていることに関しましては、先ほども政策空き室ということで、5戸程度ということで説明しましたですかね、考え方としてはそういうことでございます。ですから、これにつきましては、罹災者の方の一時的な部屋でありますとか、それから鹿島市が抱えているいろんな政策課題、それからその時々にもどうしてもやらなければいけないようなこと、これを市長が特別にやるということのもとにできるのではなかろうかと。具体的に、スポーツ合宿の件もございましたけれども、あそこは2DKですので、6畳2間と4畳半がございますので、それに全てがついておりますから、スポーツ合宿におきましても具体的に考えられないことはない、そういうふうなことは考えております。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

13番議員中西裕司君。

○13番（中西裕司君）

余り詰めると、市長が認める場合とか、そういう場合はちょっと機会がずれてきますので、その程度にしておきます。

とにかく市民の皆さんから、やはり従来の市営住宅と今回の定住促進住宅の違いがまだ御理解がされていないという気がしております。これについては十分——何か難しいですね。定住促進の住宅と普通の市営住宅とですね。我々は説明を受けましたから、何とか違うんだなど、だから料金も違うんだな、ただ収入が少し関係するんだなとか、そういうのがわかることはわかるんですけども、今やはり民間住宅におられて、高額な——高額というのはおかしいけれども、家賃を払っている方は、できればというような思いもしていらっしゃる若い世代もおられますので、そこで十分な説明ができるようお願いしておきたいと思っております。また、共益費、負担分についてもしっかりとしたものを明らかにしておかれたらいいと思っております。

今、水頭議員が言われました、いわゆるハトがぎゃあぎゃあいいよっては、そこは安心な住居ではないわけですので、そういう対策も含めて、お願いをしておきたいと思っております。

終わります。

○副議長（松尾勝利君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第61号は会議規則第36条第1項の規定により、総務建設環境委員会に付託いたします。

ここで10分程度休憩します。午後2時50分から再開いたします。

午後2時37分 休憩

午後2時50分 再開

○副議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

お諮りします。議案第62号から議案第79号までの18議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

異議ないものと認めます。よって、議案第62号から議案第79号までの18議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第6 議案第62号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第6．議案第62号 鹿島市部設置条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

議案第62号 鹿島市部設置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は21ページ、議案説明資料は6ページでございます。

平成23年3月に策定いたしました第2次鹿島市行財政改革大綱の中で、平成25年度をめぐりに機能的な組織体制の構築を図るとしておりました、その実現を図るため、ことし1年をかけて組織の見直しの検討を重ねてまいりました。その結果、今回の条例改正をお願いするものでございます。

条例改正の説明をする前に、今回の組織の変更概要について説明をさせていただきます。

議案説明資料の9ページをお開きください。

まず、総務部でございますが、同和対策課を総務部に移管し、人権・同和対策課に名称を変更して、課長は総務課長が兼務することといたしております。

また、財政課と企画課を統合し、企画財政課といたしております。

なお、財政課が行っている業務のうち、庁舎管理については総務課へ、物品購入等の用度事務については会計課へ移管することといたしております。

市民部につきましては、市民部調整室を廃止し、その行っていた予算執行、会計事務等については、所掌している担当課において行うことといたしております。

なお、総務部と産業部の調整室につきましては、平成24年度から担当課への事務の移行を済ませているところでございます。

産業部につきましては、平成24年度で組織の見直しを行っているところから、今回の変更はございません。

建設環境部については、市民部と同様、調整室を廃止いたしております。

また、まちなみ建設課につきましては、今後、実施していく都市計画の見直し作業等に合わせ都市建設課と、より市民の方に具体的なイメージが湧く名称へと変更をいたしております。

教育委員会につきましては、生涯学習課で行っていた男女共同参画事務を人権・同和対策課へ移管することといたしております。

その他の見直しといたしましては、会計管理者につきましては、現在、部長級待遇であります。これを課長級へ変更することといたしております。

10ページをお願いします。

こちらには、平成23年度からの組織の見直しの経過図を掲げております。この組織見直しにより、部課長が23名から20名へ、係数が40から36へ、室数が6から1へと職員構成上、若干割合が高くなってきていた管理職員を減らし、課や係をできるだけ大きくして、職員全体で業務を幅広くカバーするなどの改革を行い、組織のスリム化を図っているところでございます。これにより、市民サービスの向上を目指していくことといたしております。

前に戻りますが、6ページをお開きください。

鹿島市部設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

第1条の改正につきましては、地方自治法を引用している条項の改正によるもので、内部組織の設置を規定しております条文が、もとの第158条第7項から第158条第1項に変更されたことによるものでございます。

第2条の改正は、これまで説明いたしました組織の見直しに伴う改正でございまして、同和対策に関する事項では、現行市民部を、人権を加え総務部の所掌事務とするものでございます。

また、建設環境部の簡易水道に関する事項に関しては、内容など現状を踏まえ、所管部署の水道課が事務を行っているため削除するものでございます。

なお、施行期日については、第1条の改正分は公布の日から、第2条の組織の見直しに伴う事務分掌の変更は、平成25年4月1日からといたしております。

最後になりますが、今回の組織の見直しに合わせて今後の業務量の動向等を勘案し、24年度から26年度までの採用計画の見直しも行っております。そのことにより、行革大綱の目標、225人の達成年度が2年ほど先送りとなりますが、第5次総合計画に掲げている主要施策はもちろん、ことし6月に公表した鹿島ニューディール構想についても、その着実な推進を図っていける体制になったものと考えているところでございます。

組織の見直しにつきましては、これで終わりということではなく、今後もその時々が一番

適した組織体制を構築できるよう努力をしてまいりたいと考えております。

これで説明を終わらせていただきますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

6番議員伊東です。事前に全員協議会の中でもこれは説明をいただきました。それでも、やっぱりちょっと納得がいかない部分が1点だけございます。それは、まちなみ建設課という名前が都市建設課、こちらのほうに変わる、そして「まちなみ」という名前が係の中からも全て消えていく。御承知のとおり、重伝建築、これは言い方が合うかどうかわかりませんが、国の規定が変わらない限り、未来永劫これは続いていきます。まして、街なみ環境整備事業、今、そのエリア、非常に活発に修復、改修工事が進んでおります。私は、ぜひともこの「まちなみ」という名前、そういうふうな今後も修理、街なみ環境整備事業を利用して工事等を行いたい方がどこに行けばいいのか、これが非常にわかりづらいこの今回の組織、ここの部分、再度、御検討をいただきたいと思うんですが、担当課、もしくは部長なり御答弁を再度いただきたいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

今、伊東議員の御質問でございます。

私どもも今度の組織の見直しをやる場合に、基本的に申しましたように、どうしても課を多くしていきたいというのがございます。それから係を、小さな係を統合しながら大きな係にして、全体的な人員の多い人数で事務をカバーしていきたいと、そういうようなコンセプトで今回ずっと組織の見直しをやってきておりました。そういう中で、今度は都市建設課の場合には、まちなみ係と、それから都市計画係を今回統一させていただいているということでございます。

もう、とにかく伊東議員おっしゃるのは、町並み、重伝建についての重要性というのは、もう我々も認識をしているところでございます。ただ、そうは言いましても次に向かう部分では、町並みの環境整備については、もうある程度の方向性が出まして、着々ともう住民の皆様のお協力もいただきながら事業が進んでいっております。今度は、また別の部分で鹿島市の大きなテーマとしまして、市全体の都市計画をどうするのかという大きなテーマが今度の第5次総合計画の中の大きな重要なテーマというところで、今度は町並みの事業は重要でして、もう十分に対応をしていくわけでありまして、それとあわせて、この都市計画の大きな見直しをどこでどうやってやっていくのか、体制を強化しなければならないという今度の組織の見直しの中で、今回まちなみ建設課という名称を都市建設課ということで、

これはいろいろとやりとり、やっぱり内部でもいろいろございましたが、そういう形でお話を今決めておるところであります。

課の名称については、もう規則でございますけれども、基本的には私どもとしましては、今度の市全体の都市計画の見直しに沿った課の名称にしたいなということで今考えて、こういう提案をお願いしているというところでございます。

○副議長（松尾勝利君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

御答弁ありがとうございます。

ただ、部長も御承知のとおり、街なみ環境整備事業、これの浜駅前通りに関しては、期間を延長して平成27年までに延長しております。どうしてまだ途中の間にこういうふうになっていくのか、私は全員協議会の際にも話をしました。その時代に応じて組織が変わっていくことは、それはもうしょうがないところだろうと。しかし、その中でも必要、これからもまだまだ必要だということは必ず残すべきだと、だから、私は課としては都市建設課でも構わないと申しております。係のところはどうしてこれが入ってこないのか。

今、その重伝建含め街なみ環境整備事業で1年間、事業費1億円を上限として毎年整備を行っていただいております。私は、この金額は市の全体の中でも非常に大きなウエートを占めている部分と思っております。そういう中で、少し時期が早過ぎたんじゃないかなという気がしております。再度検討いただけるか、御答弁をいただきたいと思っております。

○副議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

係のことでございますけれども、先ほども申しましたように、今度の組織の見直しの大きな考え方といたしまして、小さな課を大きくし、小さな係を大きくしながら、大きな人数で少しずつの業務量をカバーしながら業務を遂行していきたい、住民サービスを確保したいという大きなコンセプトの中で、今度まちなみの係のほうと都市計画係のほうを合併させていただきました。それで、そういうことになったからといって、今の浜の事業を全然やめるとか、そういうことじゃないわけありますので、ぜひこのあたりの今度の組織の見直しの市の考え方あたりを勘案いただきまして、このままの係の体制でお願いできないかなとは思っております。

ただ、まだ最終的にはこの冒頭申しましたように、規則でこのあたりについてはまとめていくわけありますので、もう一度このあたりについては担当課のほうとも、私どものほうと議論をもう一度重ねさせていただきたいと思っておりますけれども、基本的なところでは、係は合併をさせていただかないと、なかなかこの組織の見直しとしての簡潔化しないということ

は御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

藤田部長には申しわけないです。今の答弁を聞いておりますと、もうこれで進みたいというところから、私はこの議案について反対とは申しませんが、全員協議会の後、地元での数回の町並みに関する会議の中で話が出て、地元からは落胆の声が出ておりました。

もちろん、今部長がおっしゃったように、まだまだこれは続く事業ですし、行政としても浜を観光拠点の一つとして観光戦略の中に入れていただいていることも承知をしております。地元も今まで以上に力を出して、そして今まで一部だけの人間が取り組んできた部分を、昨年の伊能忠敬来鹿200年の記念の秋の事業では、高齢の方、老人クラブの方も何かしらお手伝いできればということで、その輪は広がってきております。

どうぞ、まちなみという名前がこの組織の中からはなくなったとしても、今後もしっかりと注視をしていただきたいと思い、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

14番です。ただいま提案されております件で幾つか質問したいと思いますが、まず先ほどの御説明の中で、このことによって職員全体で業務を幅広く対応する、何かそういう意味のことをおっしゃったと思いますね。

振り返ってみますと、部制ができたときに何とおっしゃったかという、部ができたことによって部全体の職員がお互いに業務を補いながらやっていけるからよくなるというような意味のことを説明を受けたのを思い出しますが、まずそういう状況、そういう部制をしいて、そういう状態で業務が進められてきたと思うのかどうか、皆さんがそれぞれ補いながら仕事ができたとお思いなのか、まずそのところからお答えください。

○副議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

今の松尾議員の御質問につきましては、9月の多分議会の折にも私どもの副市長のほうからも御答弁を申し上げていると思いますが、基本的には平成10年に部制を導入しまして、これは物すごく効果がある組織として機能してきたということで評価をいたしておるところでございます。

ただ、そういう中でも全体的にやはり平成18年からの組織の見直しの中で、総職員数を現

実に減らしていかなくちゃいけないという対応の中で、どうしても今回この見直しをやらないと、現場での住民サービスに支障を来すというようなことがございますものですから、こういう形での組織の見直しを提案しているということで御理解いただきたいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

私は、部制がしかれた後、ずっと見てきましたが、全部とは言いませんが、それぞれの職員さんたちが自分の仕事だけで精いっぱい、周りの人の仕事を補うというような状況ができてないところがいっぱいあるんですよ。大事なときに。私たちも何遍も直面しましたが、何かで行けば、今その担当職員がいないからということで、何度仕事がスムーズにいかないことがあったかということで、私はあの部制をしいたことが、よりよくなったという感覚は正直なところ持っていません。途中でも私は本会議でも言ったことがあると思いますが、部長には申しわけないけど、部長は要らなくて、その部長は直接の仕事についたほうがまだましだと私は言ったことがあります。覚えていらっしゃる方もあるかわかりませんが、そういう中で、きょうもまたこれをするによって職員全体で業務を云々ということですが、果たしてそういう形ができるのかどうか。組織を変えたことによって、またさらに仕事が充実できるのかどうか、その辺について、私は組織が変わっただけでそういう形にはならないと、一番大事なのはどれだけの人たちがその業務に対応していくのかということが一番大事だと思いますが、その点いかがお考えですか。

○副議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

今、松尾議員おっしゃいましたけれども、私どもの今度の組織の見直しの考え方といたしまして、今現在、住民の皆様から上がっている住民のサービス、現行のサービスを切り下げることはできない。逆に向上させていきたいという中で、限られた職員数をどう配分するかという形から、この組織の見直しに入らせていただいております。

そういうことでございますので、先ほど来あっておりますが、係を小さくいたしますと、どうしても対応が、その職員が少ない係でありましたら、担当がいなければ先に進まないという部分は御指摘がありましたけれども、そういうことがないように、係をたくさんにしまして、少しずつカバーするような形で住民サービスの維持向上を図っていきたいということで今度の組織の見直しということで御理解いただきたいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

係を大きくして多くの人で対応していくということですが、業務もそれだけのことがふえていかないと、今までの業務量の中の処理ができていかないとと思うんですが、じゃ具体的にお尋ねしますが、ここに組織見直し経過図というのが上がっておりますが、私は、まずこの組織の中にどれだけの人員が配置をされていくのか、この辺を具体的にやっぱり知らない、これでいいですよなんて絶対言えないんですよ。

例えば、具体的なものでちょっと見てみたいと思いますが、市民部の中の福祉事務所、今、福祉事務所は社会福祉係と生活保護係、それに次は障がい福祉係ですか、それが加わってくるわけですね。そういうことになりますと、そこには人員の配置がこれまで以上の形で配置されるか、それとも一緒にやるということで、その中に業務がふえるだけなのか、その辺、ちょっとお知らせください。

○副議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

申しわけございません。ちょっと手元に過去のほうを私が持ってきておりませんので、申しわけございませんが、基本的に福祉事務所の場合には、もともと社会福祉係が今——いや、福祉事務所自体で多分、済みません、17名現在いると思います。

そういう中で、ここにつきましては、社会福祉係と障がい福祉係の係が今度は逆に間口が大きくなりまして、職員数が多くなり過ぎまして、業務がふくそうして、なかなか整理ができないということで、私が申しました小さな係を大きくするという中で唯一例外で、この係につきましては社会福祉係を社会福祉係と障がい福祉係ということで分けさせていただいております。

そういうことで、人数についてもちょっと私の記憶が正しければ2名、ここは増員を配置する予定といたしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今、2名増員ということですが、正直申しまして、今でも福祉事務所のほうは17名の職員がいらっしゃるということですが、例えば生活保護なんていうのは、誰かがいらっしゃらないから誰かができるという仕事じゃないんですね。それはもう十分御存じだと思いますよ。生活保護問題なんて、私も最近ぶち当たりましたが、緊急な問題にすぐ緊急に対応できない職員の配置状況なんです、今のままだも。それをさらにこういう状態で組織を変えていって、本当に対応できるようになるのかどうか。

こういう仕事というのは、あしたまで待っていいという仕事じゃないんですよ。特に生活

保護係なんていうのは、きょう担当者がいないから、じゃ、ほかの人でお願いしましょう、聞きましょう、対応してください、できない——できる分もありますよ。しかし、それは困難なんですよね。

そういう状況の中で、たとえ2人ふえたにしても、皆さんと一緒に助け合ってやっていきたいと思いますというような仕事じゃないんですよ。これは、恐らくこれだけじゃなくて、一つ一つ細かく検討していけば、ほかの分だってそれが出てくるんですよ。こういうところで職員へのしわ寄せはもちろんですが、市民に対するサービス低下が来るんですよ。そう思いませんか。

ですから、私はもっとこれは早急にやらなくてはいけない分もあるかも知れませんが、そうでなく、やっぱり仕事の内容その他を検討しながら、もう少し練り合わせてから取り組んでいくのが大事じゃないかと思いますが、そう思いませんか。特殊なところだけでも、そう私は思うんですがね。

○副議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

私どもの今回の見直しにつきましては、私ども、今、松尾議員がおっしゃられるようなことに対応したいということで、いろいろな組織の見直しをさせていただいていると思っております。

そういう中で、先ほど申しましたように福祉事務所についても定数の増員を図りながら、今回の見直しについて配慮をしているということであります。この組織につきましても、それぞれ1年かけまして、それぞれの課がいろいろ係の中から積み上げて、自分のところでの今の業務量を把握してもらって、それをもとに定数の配置をずっと検討してきたわけであります。

ただ、職員の総人数は決まっておりますので、じゃその定数の必要な部分に対してどうふうな組織をつくるかということで、先ほど申しましたように課を少し統合するとか、係を大きくするとかいう形で、そういう組織の見直しをさせていただいているということでございますので、そういうことで、この定数配置については、こういうことでお願いをしたいと思います。

ただ、今度は実際の職員の配置につきましては、これはまたいろいろとその年度、年度でその担当課での業務量の増減というのは当然あるわけであります。業務量の増減、この辺につきまして今現在11月から、各課のほうから各係担当ごとの業務量の増減調査をさせていただいております。これは毎年やっております。それを受けまして、今担当——私どもの総務課のほうで各担当の課長さんたちと実際の話させていただいて、4月1日については十分に住民の皆さんの御希望に添えるような人員配置をやりたいということで、今事務を行っ

ているということでございます。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

数字合わせでは、私は十分じゃないと思います。枠が決まった中で組織を入れかえながら、そして合わせていこうということになりますと無理がいくんですよね、どうしても。本当に市民の立場に立って市民サービスをやろうということになれば、これだけの組織でやっていこうということであれば、それにやっぱり見合った配置をどうやっていくかという確固とした確実にサービスできるという体制をとらないと、私は本当に市民のサービス向上にはつながらないと思うんですよね。そういうことをまず言うておきます。

それと、私は女性として残念ですね。どうして女性係は要らなくなったんでしょうか。これまで女性係というのがありますね。今でも私は女性に対するいろんな問題については、まだ鹿島市は不十分だという気を持っていますが、そういう面で女性係というの、これまでどういう効果を出してきたのか、どうして女性係を廃止することになったのか、その辺をお尋ねします。

○副議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

女性係につきましては、これは多分、部を導入したときに係としてできていたと思います。そういう中で、そのときにはやはり一定の必要性があったわけでございます、そのころはまだ男女同権という部分で、なかなかそういう部分がどうなのかとか、いろいろあって、それで男女共同参画法、法律が施行されるということもあって、女性係というのを生涯学習課のほうにつくったというような状況であります。

そういう中で、今ほとんど業務としては社会教育係と一体としてやっております、係としては、もう社会教育係の一部門という形で実際の事務は今までもやってきているというようなことでございます。

今度、人権・同和対策課、係を総務課のほうに持っていきます。その中で男女共同参画の事務についてもそちらのほうで所掌をするというようなことで、今回見直しをしまして、業務量は実際廃止じゃなくて、総務課のほうに持っていきまして、なお、さらに拡充させるつもりで持っていつているということで御理解いただきたいと思っております。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

いろいろ御説明いただきましたが、私はやっぱりまだ、本当に女性は強くなった、強くな

ったと言われますが、決してそうじゃない、いろんな問題ありますよね。強い、弱いの問題じゃなくて、今まで独立して女性係というのがあったわけですから、私は女性として、ぜひこれは残していただきたいという気がします。

どっちにしましても、やっぱり本当に市民サービスを向上させるためには、今のままの枠内でそれを無理やりな形でつくっていかうとしたって、これは決してうまくいくものじゃないし、無理がいくものだというのを私は言いたいと思います。

一つ一つ言いたいことがいっぱいありますが、とにかく今の状況の中でのこの見直しというのは、私はどうしても納得がいきませんし、責任持って一緒に取り組んでいくというのは非常に困難だなという気がいたしております。

そういうことで、私はこの見直しにはどうしても同意できません。討論はいたしません、これから私自身ももう少し勉強させていただきたいと思いますが、本当に市民サービスが向上できるような、このわずかな財源の中で努力されていっていることはよくわかりますが、しかし、それが生きたものにならないと何にもならないわけですよね。ですから、そういう面で、私はこれには対応していきたいと思います。

それから、私の耳が悪いんでしょうかね、よく聞こえないんですよね。皆さんどうかわかりませんが、はっきり聞き取りにくいんですね。音響の調整をしていただくことをお願いして、終わりにします。

○副議長（松尾勝利君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第62号 鹿島市部設置条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第62号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第63号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第7. 議案第63号 鹿島市暴力団排除条例の一部を改正する条例についての審

議に入ります。

当局の説明を求めます。藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

議案第63号 鹿島市暴力団排除条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は24ページでございますが、今回の改正につきましては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部が平成24年8月に改正されました。10月30日から施行されたことに伴いまして条文の整備を行うものでございます。

新旧対照表で説明いたしたいと思っておりますので、議案説明資料の11ページをお開きください。

第2条第8号で都道府県暴力追放運動推進センターにかかわる規定が、改正前の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の2第1項から、改正後は法第32条の3第1項へと変更されたことによります引用条文の改正でございます。内容そのものにつきましては、従前と変わりございません。

なお、施行期日は、公布の日といたしております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第63号 鹿島市暴力団排除条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第63号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第64号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第8. 議案第64号 鹿島市防災会議条例及び鹿島市災害対策本部条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

議案第64号 鹿島市防災会議条例及び鹿島市災害対策本部条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は26ページでございます。

今回の改正は、災害対策基本法の一部が改正され、本年6月27日に公布されたことに伴いまして、条文の整備を行うものでございます。

新旧対照表で御説明いたしますので、議案説明資料の14ページをお開きください。——済みません、12ページですね、議案説明書の12ページをお願いいたします。申しわけございません。

まず、第1条による鹿島市防災会議条例の一部改正でございます。

その中の第2条の改正は、災害対策基本法第14条の第2項の改正に伴うもので、防災会議の所掌事務について、市長の諮問に応じ、防災に関する重要事項を審議し、あるいは意見を述べることという条文が追加され、逆に災害が発生した場合、その情報を収集することという条文が削除されたことにより、もとの第2号を削除し、新たに第2号及び第3号を追加いたしておるところであります。

第3条の防災会議の委員については、災害対策基本法第15条第5項で、自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから選ぶという条文が追加されたため、第8号の条文を新規で追加いたしております。

また、第6項で新しい委員の人数を1名、任期は2年と規定いたしております。

なお、最初の任期につきましては、附則第2項において任命の日から26年3月31日までという特例規定を設けております。

次に、第2条による鹿島市災害対策本部条例の一部改正でございますが、市町村における災害対策本部の設置に関する規定が、改正前の災害対策基本法第23条第7項から、改正後は第23条の2第8項へと変更されたことによる引用条文の改正でございます。内容そのものについては従前と変わりございません。

施行期日は、公布の日からといたしております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第64号 鹿島市防災会議条例及び鹿島市災害対策本部条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第64号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第65号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第9．議案第65号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

議案第65号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は29ページでございますが、議案説明資料で説明いたしますので、説明資料の16ページをお開きください。

改正の内容でございますが、当市におきましては、近年の選挙事務執行において行政改革による職員数の減少などにより、選挙事務従事者数の確保に大変苦慮している状況であります。また、多数の職員が早朝の投票事務に引き続き、連続して開票作業にも従事せざるを得ない状況もあり、このことは選挙管理委員会におかれても選挙事務執行上の大きな課題と捉えられているところであります。

このような状況の中、今後の選挙執行の際、事務従事者の総数確保のため、管理職にある職員を選挙事務に従事させることができるよう条例改正をお願いするものでございます。

15ページの新旧対照表をお願いいたします。

従来は、超過勤務手当については管理職員には支給しないこととなっておりますが、今回の第18条のただし書き以下の改正により、選挙事務に限って超過勤務手当を支給できるようお願いするものでございます。これによりまして、よりスムーズな選挙事務に資してまいりたいと考えております。

なお、施行期日は、公布の日といたしております。

以上で説明は終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第65号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第65号は提案のとおり可決されました。

日程第10 議案第66号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第10、議案第66号 鹿島市税条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。大代税務課長。

○税務課長（大代昌浩君）

それでは、議案第66号 鹿島市税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は31ページ、議案説明資料は17ページからとなります。

提案の理由といたしましては、固定資産税の課税標準の特例割合について、法律から条例に委任されたものがありましたので、この案を提出するものでございます。

それでは、具体的な内容につきまして、議案説明資料のほうで御説明いたしますので、説明資料の18ページをお開きください。

まず、1の改正理由ですが、これは地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律によりまして、固定資産税の課税標準の特例割合について条例で定めることができるように新たに創設されましたので、関係の条文を定めるものでございます。

この法律改正の背景としましては、従来法律で一律に定められておりました固定資産税の課税標準の特例措置等について、税率の減額の程度や適用期間の具体的な内容を地方団体の条例に委任し、地域の実情に応じた政策展開が可能となるよう自主的に決定する、いわゆるわがまち特例が導入されたことによるものでございます。そこで、今回の法改正で、本市に該当いたします下水道除害施設に係る償却資産の課税標準の特例措置を設けるものでございます。

次に、改正の内容ですが、市内の公共下水道を使用する者が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に、先ほど申し上げました下水道除害施設、これは下水道の機能を妨げたり損傷のおそれのある、例えば、45度以上の高温排水や強酸、強アルカリ排水、水質基準に不適合な下水を継続して排出するとき、基準内に収まるよう処理を行う施設で、これを設

置した場合における当該償却資産に係る固定資産税の課税標準額について特例措置を定めるものでございます。

これまで、特例措置につきましては地方税法で定められておりました、平成22年4月から24年3月までの間に取得された償却資産に係る固定資産税の課税標準は4分の3と定められておりました、法改正により特例措置が平成27年3月まで3年間延長され、軽減の率につきましては、それぞれの市町村の条例で定めることとされましたので、条例附則第10条の2として、これまでと同様の4分の3の軽減の規定を盛り込むものでございます。

ちなみに、本市におきまして、この2年間で軽減の適用を受けた実績はございません。なお、3の施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

以上、説明を終わりますが、御審議のほどよろしく申し上げます。

○副議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第66号 鹿島市税条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第66号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。明11日は午前10時から会議を開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時44分 散会